

# 事業概要

令和4年度



広島県西部厚生環境事務所広島支所

広島県西部保健所広島支所



# 目 次

---

---

## I 概 況

1	管内の概況	1
2	管内地図	2
3	市町別主要指標	3
4	行政組織・業務の内容	4
5	沿革	5
6	常設の相談等の実施計画	7
7	人口動態等	8

## II 主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	10
2	医療対策	11
3	災害対策	11
4	母子・父子・寡婦福祉対策	12
5	地域支援対策	12
6	健康づくり対策	13
7	栄養改善対策	14
8	結核・感染症対策	14
9	肝炎対策	15
10	歯科保健対策	16
11	精神保健福祉対策	16
12	難病対策	16
13	母子保健対策	17
14	食品衛生対策	18
15	狂犬病予防対策	19
16	薬事関係対策	19
17	環境保全対策	20
18	廃棄物対策	20

### Ⅲ 資 料

管内の状況一覧	22
---------	----

#### 地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況	24
(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況	25
(3) 圏域地域保健対策協議会の状況	26

#### 児童・母子・父子・寡婦福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況	28
(2) 父子福祉資金の貸付状況	29
(3) 寡婦福祉資金の貸付状況	30

#### 医療対策

(1) 病院・診療所の状況	31
(2) 立入検査及び使用許可件数	31

#### 健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況	32
(2) 健康増進法に基づく食品表示相談・指導状況	33
(3) 健康増進事業実施状況	33
(4) 健康生活応援店の状況	34
(5) 食育圏域連絡会議開催状況	35

#### 感染症対策

(1) 感染症発生状況	36
(2) 結核の状況	37
(3) 感染症発生に伴う指導状況	40
(4) 新型インフルエンザ等の連絡会議開催状況	41
(5) エイズ相談及びH I V抗体検査の状況	41
(6) 健康教育実施状況	42
(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況肝炎治療受給者証の交付状況及び 重度肝硬変研究促進事業参加証の交付状況	42

## 歯科保健対策

- (1) 訪問指導等の状況 ..... 44
- (2) 相談事業の状況 ..... 44
- (3) 市町指導・支援の状況 ..... 44

## 精神保健福祉対策

- (1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況 ..... 45
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 ..... 45
- (3) 組織育成支援状況 ..... 45
- (4) 相談指導実施状況 ..... 46
- (5) 家庭訪問指導状況 ..... 47
- (6) 個別事例検討会 ..... 48
- (7) 普及啓発・人材養成実施状況 ..... 49

## 難病対策等

- (1) 特定医療費（指定難病）の承認状況 ..... 50
- (2) 特定疾患治療研究事業の承認状況 ..... 57
- (3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況 ..... 57
- (4) 長期療養児療育相談指導の実施状況 ..... 58
- (5) 相談事業の実施状況 ..... 58
- (6) 電話相談及び面接相談等の状況 ..... 59
- (7) 家庭訪問指導の状況 ..... 59
- (8) 患者・家族に対する学習会の実施状況 ..... 59
- (9) 在宅医療支援計画策定・評価会議の開催状況 ..... 60
- (10) アレルギー疾患相談事業等実施状況 ..... 60
- (11) アスベスト相談状況 ..... 61
- (12) 森永ひ素ミルク患者対策 ..... 61

## 母子保健対策

- (1) 不妊治療助成費の申請状況 ..... 62
- (2) 不妊検査・一般不妊治療助成費の申請状況 ..... 62
- (3) 先天性代謝異常等検査結果指導状況 ..... 62

## 食品衛生対策

- (1) 施設数の状況 ..... 63
- (2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況 ..... 66
- (3) 食品衛生監視指導状況 ..... 67

- (4) 食品収去検査状況 ..... 70
- (5) 集団食中毒発生状況 ..... 71

#### 生活衛生対策等

- (1) 狂犬病予防業務の状況 ..... 71

#### 薬事対策

- (1) 薬事監視指導状況 ..... 72
- (2) 毒劇物監視指導状況 ..... 73
- (3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況 ..... 74
- (4) 医薬品収去検査状況 ..... 75
- (5) 家庭用品の試買検査状況 ..... 75
- (6) 献血状況 ..... 76

#### 環境保全対策

- (1) 公害関係特定施設の状況 ..... 77
- (2) 土壌汚染の状況 ..... 77
- (3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況 ..... 78
- (4) 公害苦情事案の取扱状況 ..... 78
- (5) 水質事故事案の取扱状況 ..... 78
- (6) 大気汚染測定網(常設)一覧表 ..... 79
- (7) 環境調査の実施状況 ..... 80

#### 廃棄物対策

- (1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況 ..... 81
- (2) 産業廃棄物処理業許可等の状況 ..... 82
- (3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況 ..... 83
- (4) 産業廃棄物処理施設設置状況等 ..... 83
- (5) 産業廃棄物関係立入指導等状況 ..... 84
- (6) 産業廃棄物に係る協議等 ..... 85

#### その他の資料

- (1) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧 ..... 86

# I 概況

---

## 1 管内の概況

当所は、平成 21 年 4 月 1 日に地域事務所再編に伴い、西部厚生環境事務所・西部保健所の支所として、新たに設置され、県の南部に位置する海田地域（安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町）と県の北西部に位置する芸北地域（安芸高田市、山県郡安芸太田町、北広島町）の 1 市 6 町を管轄区域としている。管内の面積は 1,599.45k m<sup>2</sup>で、総人口は 171,038 人（令和 4 年 1 月 1 日現在）となっている。

海田地域は、面積は 73.66 k m<sup>2</sup>で、人口は 119,870 人となっており、前年度に比べ僅かな増加が見られた。

4 町は、従来から、生活、産業などのあらゆる面で隣接する広島市との結びつきが強く、広島市の都市機能の拡充に伴い就業人口の増加が今後見込まれるなど、広島市と一体的な生活圏を形成しながら発展してきている。

交通機関としては、鉄道では、府中町、海田町及び坂町を走る JR 山陽本線及び呉線があり、道路では国道 2 号及び 31 号をはじめ、広島・呉道路、広島・熊野道路、広島高速 1 号線（安芸府中道路）、広島高速 2 号線（府中仁保道路）及び海田・東広島道路などが整備され、県東部、呉地域及び広島市との結節点として交通の要衝となっている。

産業では、大手自動車メーカーやその関連した中小の製造業のほか、大型ショッピングセンターなどの卸・小売業のサービス業等が数多く立地している。また、海田湾埋立て工事により造成された流通団地は生産材の流通拠点となっている。その他、伝統産業としては、「熊野町の筆づくり」が有名である。

芸北地域は、面積は 1,525.79k m<sup>2</sup>で、人口は、51,168 人となっており、長期的に減少傾向が続いている。また、高齢化も進んでおり、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）は 44.5%である。

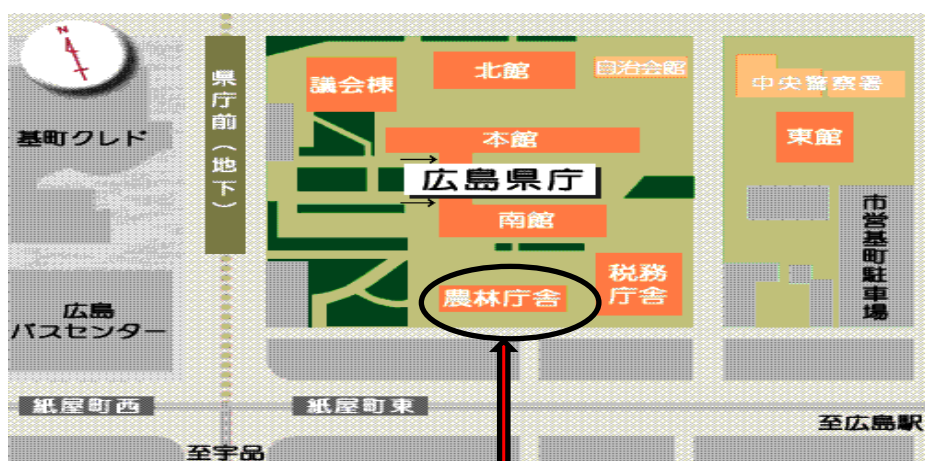
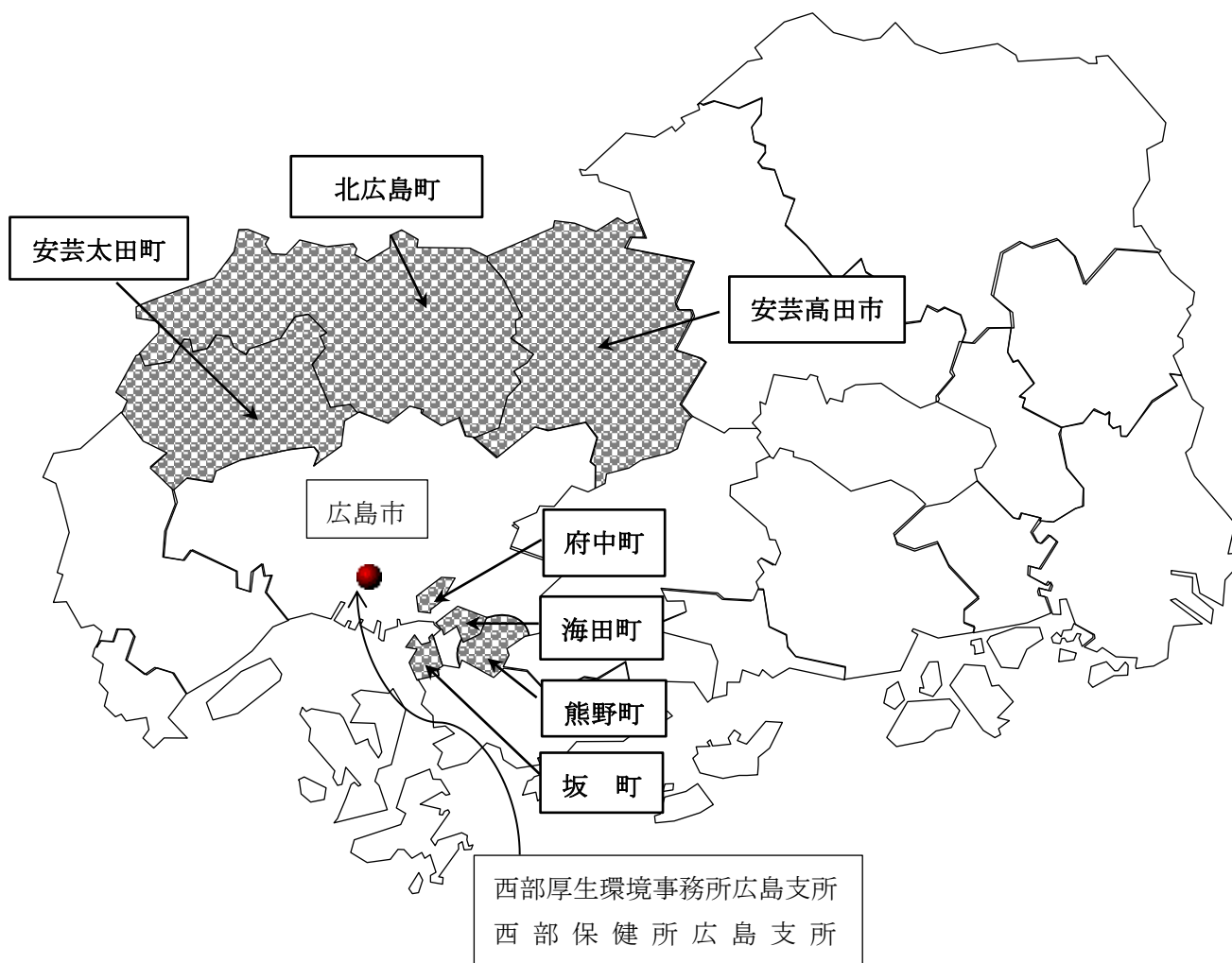
主要河川は、瀬戸内海へ流れる太田川と、日本海へ流れる江の川がある。両河川とも水量が豊富で、太田川上流には樽床ダム、温井ダム等があり、江の川上流には土師ダムがあり、工業・農業・水道用水及び発電に利用されている。

交通機関としては、鉄道では、安芸高田市を走る JR 芸備線があり、道路では安芸高田市内の国道 54 号、山県郡内の国道 186、191、261 号及び山県郡と安芸高田市を結ぶ国道 433 号がある。また、高速道路は、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線が管内を縦横に走っており、隣県間の物資の運送等、商業・工業・文化の交流に重要な役割を果たしている。

産業は、近年第 1 次産業、第 2 次産業の占める割合が低下し、第 3 次産業の占める割合が上昇しているが、全県と比較すると、第 1 次産業のウェイトが高く、第 3 次産業のウェイトが低い農村型となっている。



## 2 管内地図



広島県庁内農林庁舎1階

### 3 市町別主要指標

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
面積 (K m <sup>2</sup> )	1,599.45	537.71	10.41	13.79	33.76	15.69	341.89	646.20
世帯数	76,275	12,726	23,240	13,283	10,417	5,627	3,047	7,935
総人口	167,910	26,749	52,293	29,601	23,380	12,753	5,802	17,332
0～4歳	6,655 (4.0)	654 (2.4)	2,566 (4.9)	1,509 (5.1)	788 (3.4)	544 (4.3)	116 (2.0)	478 (2.8)
5～9歳	7,428 (4.4)	916 (3.4)	2,684 (5.1)	1,510 (5.1)	960 (4.1)	588 (4.6)	176 (3.0)	594 (3.4)
10～14歳	7,506 (4.5)	1,079 (4.0)	2,427 (4.6)	1,357 (4.6)	1,111 (4.8)	669 (5.2)	160 (2.8)	703 (4.1)
15～19歳	7,603 (4.5)	1,167 (4.4)	2,378 (4.5)	1,355 (4.6)	1,106 (4.7)	637 (5.0)	197 (3.4)	763 (4.4)
20～24歳	7,134 (4.2)	890 (3.3)	2,356 (4.5)	1,447 (4.9)	965 (4.1)	612 (4.8)	155 (2.7)	709 (4.1)
25～29歳	7,418 (4.4)	881 (3.3)	2,737 (5.2)	1,742 (5.9)	832 (3.6)	506 (4.0)	126 (2.2)	594 (3.4)
30～34歳	8,335 (5.0)	923 (3.5)	3,160 (6.0)	1,958 (6.6)	913 (3.9)	609 (4.8)	164 (2.8)	608 (3.5)
35～39歳	9,444 (5.6)	1,145 (4.3)	3,518 (6.7)	2,049 (6.9)	1,117 (4.8)	698 (5.5)	186 (3.2)	731 (4.2)
40～44歳	10,031 (6.0)	1,411 (5.3)	3,443 (6.6)	1,987 (6.7)	1,306 (5.6)	789 (6.2)	206 (3.6)	889 (5.1)
45～49歳	12,317 (7.3)	1,723 (6.4)	4,092 (7.8)	2,327 (7.9)	1,736 (7.4)	999 (7.8)	297 (5.1)	1,143 (6.6)
50～54歳	11,672 (7.0)	1,637 (6.1)	3,894 (7.4)	2,120 (7.2)	1,777 (7.6)	899 (7.0)	294 (5.1)	1,051 (6.1)
55～59歳	9,642 (5.7)	1,447 (5.4)	3,292 (6.3)	1,646 (5.6)	1,289 (5.5)	716 (5.6)	312 (5.4)	940 (5.4)
60～64歳	9,463 (5.6)	1,815 (6.8)	2,867 (5.5)	1,397 (4.7)	1,153 (4.9)	660 (5.2)	397 (6.8)	1,174 (6.8)
65～69歳	10,355 (6.2)	2,129 (8.0)	2,781 (5.3)	1,478 (5.0)	1,393 (6.0)	699 (5.5)	510 (8.8)	1,365 (7.9)
70～74歳	14,003 (8.3)	2,841 (10.6)	3,403 (6.5)	2,033 (6.9)	2,283 (9.8)	1,030 (8.1)	666 (11.5)	1,747 (10.1)
75～79歳	10,098 (6.0)	1,896 (7.1)	2,502 (4.8)	1,463 (4.9)	1,904 (8.1)	781 (6.1)	486 (8.4)	1,066 (6.2)
80歳以上	18,806 (11.2)	4,195 (15.7)	4,193 (8.0)	2,223 (7.5)	2,747 (11.7)	1,317 (10.3)	1,354 (23.3)	2,777 (16.0)
人口密度	105.0	49.7	5,023.3	2,146.6	692.5	812.8	17.0	26.8
高齢化率	31.7%	41.4%	24.6%	24.3%	35.6%	30.0%	52.0%	40.1%

(注1) 西部・東部については支所の値を除く。

(注2) 面積…「令和4年1月1日時点全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注3) 世帯数, 総人口, 年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[令和4年1月1日現在](日本人住民)

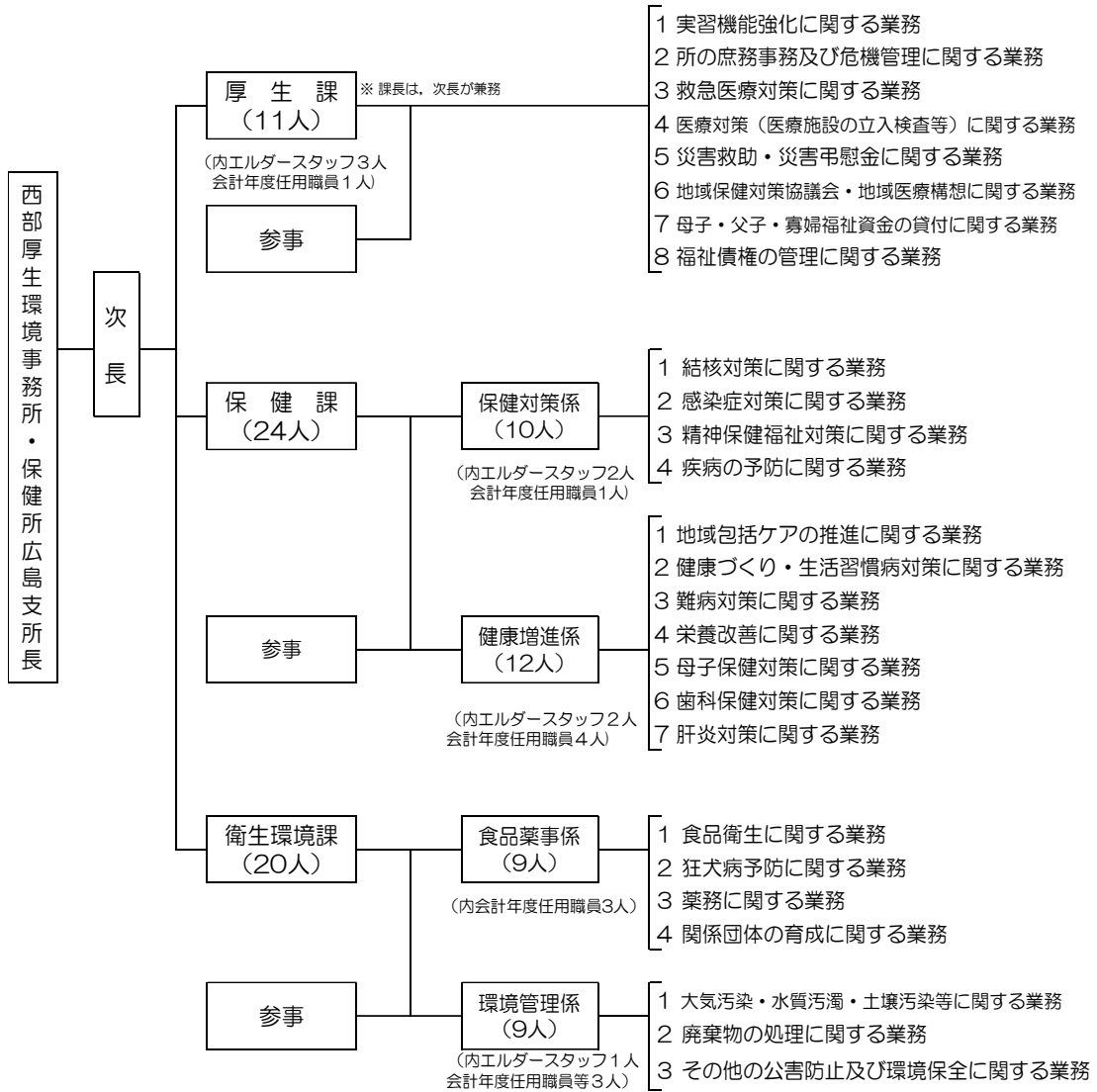
(注4) 総人口年齢区分の下段( )は構成比(%)を示す。

(注5) 人口密度…総人口/面積

## 4 行政組織・業務の内容

### (1) 行政組織

(令和4年4月1日現在)



# 5 沿革

	海田福祉事務所	海田保健所	可部福祉事務所	可部保健所
昭	<p>26. 10. 1 安芸地方事務所（安芸郡）に厚生課を設置</p> <p>31. 5. 1 安芸地方事務所を廃止し、海田市福祉事務所を設置</p>	<p>23. 8. 1 広島市霞町の県庁構内に安藝保健所を設置（安芸郡及び佐伯郡の一部（8町21村）を管轄）</p> <p>24. 6. 18 海田市町（海田町・福荷町）に移転</p> <p>24. 9. 8 安藝保健所を海田市保健所に改称</p> <p>26. 1. 16 海田市町（現・海田町の港町公園）に庁舎を新設</p> <p>26. 7. 1 大柿保健所の設置により2町8村を移管</p>	<p>26. 10. 1 安佐地方事務所に厚生課を設置（安佐郡を管轄）</p> <p>山県地方事務所に厚生課を設置（山県郡を管轄）</p> <p>高田地方事務所に厚生課を設置（高田郡を管轄）</p> <p>31. 5. 1 安佐、山県、高田地方事務所を廃止し、可部福祉事務所を設置（安佐郡及び山県郡を管轄）</p> <p>吉田福祉事務所を設置（高田郡を管轄）</p>	<p>17. 4. 1 加計保健所を設置（山県郡西部を管轄）</p> <p>19. 9. 30 可部保健所を設置（安佐郡を管轄）</p> <p>八重保健所を設置（山県郡東部を管轄）</p> <p>甲立保健所を設置（高田郡を管轄）</p>
和	<p>32. 1. 20 海田市福祉事務所を海田福祉事務所に改称</p> <p>39. 4. 1 呉福祉事務所が設置され、江田島町、普戸町、倉橋町、下浦刈町、蒲刈町を移管</p>	<p>32. 1. 1 海田市保健所を海田保健所に改称</p> <p>39. 4. 1 大柿保健所から倉橋町が移管</p> <p>46. 5. 1 海田町・福荷町から海田合同庁舎内（海田町・南昭和町14番19号）に移転</p>	<p>32. 1. 1 八重保健所を千代田保健所に変更</p> <p>甲立保健所を甲田保健所に変更</p> <p>48. 3. 20 可部保健所を廃止（管内全町が広島市へ編入されたことに伴う。）</p> <p>51. 4. 1 機構改革により吉田福祉事務所を廃止し、山県郡及び高田郡を管轄区域として可部福祉事務所を設置</p> <p>53. 4. 1 加計、千代田及び甲田の3保健所を統合し、可部保健所として再編整備（山県郡及び高田郡を管轄）</p>	<p>48. 3. 20 可部保健所を廃止（管内全町が広島市へ編入されたことに伴う。）</p> <p>53. 4. 1 加計、千代田及び甲田の3保健所を統合し、可部保健所として再編整備（山県郡及び高田郡を管轄）</p>

	<p style="text-align: center;"><b>海田総合福祉保健センター(海田福祉保健センター・海田保健所)</b></p> <p>5. 4. 1 海田福祉事務所と海田保健所を統合して海田総合福祉保健センター(海田福祉保健センター・海田保健所)を設置(安芸郡を管轄)        吾戸町, 倉橋町, 下蒲刈町, 蒲刈町を県総合福祉保健センターに移管</p> <p>9. 4. 1 老人保健福祉推進室を廃止し, 保健福祉推進室を設置        保健講習防係及び保健婦係を廃止し, 保健課保健対策係及び健康増進係を設置</p> <p>10. 4. 1 試験検査課を縮小, 試験検査室に名称変更</p> <p>11. 4. 1 試験検査室を東広島保健所へ集約</p>	<p style="text-align: center;"><b>可部総合福祉保健センター(可部保健センター・可部保健所)</b></p> <p>5. 4. 1 可部福祉事務所と可部保健所を統合して可部総合福祉保健センター(可部福祉保健センター・可部保健所)を設置(山県郡及び高田郡を管轄)</p> <p>9. 4. 1 老人保健福祉推進室を廃止し, 保健福祉推進室を設置        保健講習防係及び保健婦係を廃止し, 保健課保健対策係及び健康増進係を設置</p>
	<p style="text-align: center;"><b>広島地域事務所厚生環境局・広島地域保健所海田分室</b></p> <p>13. 4. 1 海田総合福祉保健センターと廿日市総合福祉保健センターを統合し, 広島地域事務所厚生環境局及び広島地域保健所(廿日市庁舎)に再編        海田庁舎には, 厚生推進課, 保健課, 生活衛生課の3課からなる海田分室を設置(安芸郡を管轄)</p>	<p style="text-align: center;"><b>芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所</b></p> <p>13. 4. 1 地域事務所制への移行に伴い, 可部総合福祉保健センター(可部福祉保健センター・可部保健所)を芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所に再編整備</p> <p>18. 4. 1 市, 町への事務移譲に伴い, 福祉課福祉係を廃止</p> <p>19. 4. 1 福祉課指導係を廃止</p> <p>20. 4. 1 福祉課を廃止        厚生推進課地域医務係→医療福祉係</p>
	<p style="text-align: center;"><b>西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所</b></p> <p>21. 4. 1 地域事務所再編により, 広島地域事務所厚生環境局海田分室・広島地域保健所海田分室及び芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所を統合して西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所を広島県庁敷地内(広島市中区基町10-52)に設置(安芸高田市, 安芸郡及び山県郡を管轄)</p> <p>課・係設置        厚生保健課 → 厚生推進係, 医療福祉係, 保健対策係, 健康増進係        衛生環境課 → 食品薬事係, 環境管理係        (業務の一部は, 本庁集約又は西部厚生環境事務所・西部保健所へ移管)</p> <p>24. 4. 1 厚生保健課を廃止し, 厚生課及び保健課を設置(厚生推進係, 医療福祉係を廃止)        福祉課を西部厚生環境事務所・西部保健所から移管, 設置        課・係設置        厚生課 → 係なし        福祉課 → 係なし        保健課 → 保健対策係, 健康増進係        衛生環境課 → 食品薬事係, 環境管理係</p> <p>26. 4. 1 府中町福祉事務所設置に伴い生活保護課業務を府中町に移管し, 福祉課を廃止</p>	<p style="text-align: center;"><b>西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所</b></p> <p>21. 4. 1 地域事務所再編により, 広島地域事務所厚生環境局海田分室・広島地域保健所海田分室及び芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所を統合して西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所を広島県庁敷地内(広島市中区基町10-52)に設置(安芸高田市, 安芸郡及び山県郡を管轄)</p> <p>課・係設置        厚生保健課 → 厚生推進係, 医療福祉係, 保健対策係, 健康増進係        衛生環境課 → 食品薬事係, 環境管理係        (業務の一部は, 本庁集約又は西部厚生環境事務所・西部保健所へ移管)</p> <p>24. 4. 1 厚生保健課を廃止し, 厚生課及び保健課を設置(厚生推進係, 医療福祉係を廃止)        福祉課を西部厚生環境事務所・西部保健所から移管, 設置        課・係設置        厚生課 → 係なし        福祉課 → 係なし        保健課 → 保健対策係, 健康増進係        衛生環境課 → 食品薬事係, 環境管理係</p> <p>26. 4. 1 府中町福祉事務所設置に伴い生活保護課業務を府中町に移管し, 福祉課を廃止</p>

## 6 常設の相談等の実施計画

### 健康相談日

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
こころの健康相談	精神科医による相談	令和4年9月15日(木)	13時30分～15時30分	安芸高田市保健センター (安芸高田市吉田町常友1564-2)	安芸高田市健康長寿課 (0826-42-5633)
		令和4年5月30日(月) 令和4年7月25日(月) 令和4年11月28日(月) 令和5年3月20日(月)	13時30分～15時30分	府中町老人福祉センター 福寿館 (安芸郡府中町浜田本町5-25)	府中町健康推進課 (082-286-3257)
		令和4年6月24日(金) 令和4年9月16日(金)	13時30分～15時30分	海田町保健センター (安芸郡海田町中店8-33)	海田町健康増進係 (082-823-4418)
		令和4年8月9日(金) 令和4年12月15日(金) 令和5年3月10日(金)	13時30分～15時30分	熊野町町民会館 (安芸郡熊野町中溝1-11-2)	熊野町子育て・健康推進課 (082-820-5637)
		令和4年8月23日(火) 令和5年2月9日(木)	13時30分～15時30分	坂町保健センター (安芸郡坂町坂西1-18-14)	坂町保険健康課 (082-885-3131)
		令和4年9月14日(水)	13時30分～15時30分	殿賀ふれあいプラザ (山県郡安芸太田町下殿賀下堀711-1)	安芸太田町健康づくり課 (0826-22-0196)
		令和4年7月26日(火) 令和4年11月29日(火)	13時30分～15時30分	千代田開発センター (山県郡北広島町有田1234-1)	北広島町保健課健康増進係 (050-5812-1853)
エイズ	H I V 抗体検査	毎月第1火曜日	13時00分～15時00分	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課保健対策係 (082-513-5521) 予約制
肝炎	B型・C型肝炎ウイルス検査	毎月第1火曜日	13時00分～15時00分	西部保健所広島支所 (広島市中区基町10-52)	保健課保健対策係 (082-513-5521) 予約制

## 7 人口動態等

### (1) 令和2年(確定値)

(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

市町名	人口	出生				死亡		乳児死亡		死産				周産期死亡(再掲)			婚姻		離婚		
		総数	人口千対率	(内)低体重児		総数	人口千対率	総数	出生千対率	総数	出産千対率	自然	人工	総数	出産千対率	以妊娠満22週	早期新生児死亡	総数	人口千対率	総数	人口千対率
				総数	低体重児の占める割合(%)																
安芸高田市	28,044	112	4.3	6	5.4	473	16.9	0	0	2	17.9	2	0	1	8.9	1	0	86	3.1	43	1.5
府中町	52,101	499	9.6	55	11.0	417	8	0	0	5	10.0	3	2	2	8.0	2	0	254	4.9	68	1.3
海田町	30,343	300	9.9	17	5.7	222	7.3	0	0	6	20.0	6	0	1	3.3	1	0	171	5.6	59	1.9
熊野町	23,711	126	5.3	11	8.7	263	11.1	0	0	4	31.7	0	4	0	0	0	0	52	2.2	48	2.0
坂町	12,978	97	7.5	8	8.2	161	12.4	0	0	1	10.3	1	0	0	0	0	0	57	4.4	14	1.1
安芸太田町	6,034	16	2.7	1	6.3	135	22.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1.7	3	0.5
北広島町	18,244	74	4.1	6	8.1	300	16.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	3.7	20	1.1
合計	171,455	1,224	7.1	104	8.5	1,971	11.4	0	0	18	14.7	12	6	4	3.3	4	0	698	4.0	255	1.5
広島県	2,812,477	19,606	7.0	1,829	9.3	30,242	10.8	30	0.9	388	19.7	200	188	62	3.2	52	10	11,765	4.2	4,233	1.5

(注)1 「令和2年人口動態統計年報(広島県)」による。

2 人口は令和3年1月1日現在住民基本台帳人口

3 死産率は死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除している。

4 周産期死亡率は周産期死亡数を出産数(妊娠満22週以後の死産数に出生数を加えたもの)で除している。

(2) 令和3年(概数)

(令和3年1月1日～令和3年12月31日)

市町名	人口	出生		死亡		死産		婚姻		離婚	
		総数	人口千対率	総数	人口千対率	総数	出産千対率	総数	人口千対率	総数	人口千対率
安芸高田市	27,531	106	3.9	515	18.7	4	37.7	73	2.7	42	1.5
府中町	52,935	480	9.1	417	7.9	8	16.6	249	4.7	64	1.3
海田町	30,408	302	9.9	267	8.8	6	19.9	190	6.2	37	1.2
熊野町	23,584	119	5.1	290	12.3	3	25.2	67	2.8	32	1.4
坂町	12,943	96	7.4	154	11.9	3	31.3	48	3.7	18	1.4
安芸太田町	5,840	17	2.9	131	22.4	0	0.0	7	1.2	5	0.8
北広島町	17,797	94	5.3	320	18.0	1	10.6	53	3.0	17	1.0
合計	171,038	1,214	7.3	2,094	12.2	25	20.6	687	4.0	215	1.3
広島県	2,788,687	18,635	7.1	31,774	11.4	356	19.1	11,116	4.0	4,017	1.4

- (注) 1 「令和3年人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)」による。  
 2 人口は令和4年1月1日現在住民基本台帳人口  
 3 死産率は死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除している。



## Ⅲ 主要事業の概要

---

## 1 地域保健福祉対策

地域保健法に基づく地域保健に係る広域的・専門的・技術的拠点として、各市町や関係機関との連携を図りながら、住民のニーズに即した地域保健対策を推進する。

### (1) 人材の育成と資質の向上

少子・高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉サービスの需要が増大しており、これに対応する人材の確保及び養成が大きな課題となっている。このため、保健・医療・福祉関係の学生等を受け入れ、実習指導を計画的に実施する。

### (2) 圏域地域保健対策協議会

海田地域及び芸北地域において、保健・医療・福祉の関係団体等で構成する圏域地域保健対策協議会（以下「地対協」という。）をそれぞれ設置し、保健・医療・福祉の推進を図っている。

#### ア 海田地域保健対策協議会（略称：海田地対協）

安芸郡4町における、保健・医療・福祉の推進を図るため、保健医療福祉関係者が調査・協議し、必要な事業を実施推進し、地域住民の健康の保持・増進及び福祉サービスの向上を図ることを目的として、平成9年9月26日に設立された。

現在は、地域保健・医療福祉・地域ケアの3専門部会を設置し、「広島県保健医療計画」の推進に必要な協議・検討、「第8期ひろしま高齢者プラン」及び「健康ひろしま21（第2次）海田地域計画」の進捗状況の把握・評価を行うとともに、推進に係る事業を実施している。

#### イ 芸北地域保健対策協議会（略称：芸北地対協）

安芸高田市及び山県郡2町における保健・医療・福祉の推進を図るため、保健医療福祉関係者が調査・協議し、必要な事業を実施推進し、地域住民の健康の保持・増進及び福祉サービスの向上を図ることを目的として、平成9年10月9日に設立された。

現在は、地域包括ケア推進部会・保健医療計画等検討部会の2部会により、「広島県保健医療計画」の推進に必要な協議・検討、「第8期ひろしま高齢者プラン」及び「健康ひろしま21（第2次）芸北地域計画」の進捗状況の把握・評価を行うとともに、推進に係る事業を実施している。また、救急医療対策専門部会により芸北地域における救急医療の現状や課題について協議等を行っている。

#### ウ 広島圏域地域保健対策協議会

広島二次保健医療圏に関する事項については、海田地対協及び芸北地対協と広島市連合地区地対協が連携して、圏域内の保健・医療・福祉の推進を図ることが必要であることから、圏域内の3地対協で構成する広島圏域地域保健対策協議会を設置している。平成28年3月に「広島県地域医療構想」を策定、令和7（2025）年のあるべき医療・介護提供体制の実現を図るため、医療・介護・福祉をはじめとした関係者による地域医療構想調整会議を設置し、広島二次保健医療圏におけ

る病床機能の分化と連携に向けた協議を進めている。平成 29 年度から調整会議に南部病院部会と北部病院部会を設け、公的医療機関 2025 プラン等や地域で不足する外来医療機能等について協議を進めている。

## 2 医療対策

### (1) 医療施設の指導

医療施設における適正な医療の確保を図るため、主として病院、有床診療所を対象に立入検査を実施し、医療従事者の確保、施設整備及び適正な管理等について指導する。

### (2) 救急医療対策

救急医療情報ネットワークシステムの構築を進め、医療機関の連携、インターネット等による地域住民への情報提供を推進し、災害発生時には、各医療機関等相互の支援体制等の情報管理を行う。

救急医療体制の整備に対する支援としては、初期救急医療施設で対応することが困難な重症救急患者を受け入れる二次救急医療を救急告示病院等及び病院群輪番制により対応しており、その救急医療施設の施設整備を県費補助金等により支援する。

また、救急患者の救命率向上のため、救急現場から医療機関に搬送するまでに救急救命士が行う適切な応急処置を支援するため、医療機関と消防機関が連携したメディカルコントロール体制を推進する。

### (3) へき地医療対策

無医地区等の医療確保のために、へき地診療所への医師派遣や代診医の派遣を行う機関として、厚生連吉田総合病院及び安芸太田病院を「へき地医療拠点病院」として位置づけて支援する。

### (4) 広島県保健医療計画の推進

広島二次保健医療圏の海田地域及び芸北地域保健対策協議会において、保健医療に係る現場情報を分析し、地域固有の課題に即して、必要な連携方策等を検討することにより、良質かつ適切な保健医療体制の確保に資する取組を推進する。

平成 30 年 3 月には平成 30 年度から令和 5 年度を計画期間とする第 7 次広島県保健医療計画地域計画（広島二次保健医療圏）の策定を行った。

また、保健医療計画の一部として策定された地域医療構想について、その実現を図るため、平成 28 年度に地域医療構想調整会議を設置し、平成 29 年度には調整会議のもとに南部・北部病院部会を設けて地域の実情に応じた協議を行っている。

## 3 災害対策

広島県地域防災計画に基づき災害対策配備計画を策定し、災害が発生した場合、

災害情報を迅速かつ的確に把握し報告する。

さらに、災害救助法が適用された場合は、市町と連携して災害救助活動及び市町に対して防疫等の指導を実施する。

また、県内外における災害発生時に、迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、関係団体等の協力を得て広島県災害時公衆衛生チームを設置する。

令和2年4月、災害時公衆衛生活動初動マニュアルにより、初動体制及び県内の応援体制の整備がされた。被災市町の情報収集、連絡員として必要に応じて現地へ保健師（リエゾン保健師）を被災市町に派遣し、被災市町の統括的機能を持つ保健師を支援することで、市町における保健師の指揮調整機能業務への支援を行う。

管外の被災については、平成26年8月に広島市大規模土砂災害で被災した広島市安佐北区、平成28年4月に熊本地震で被災した熊本県甲佐町、令和2年7月豪雨で被災した熊本県芦北町に、災害時公衆衛生チームとして保健師等を派遣し、避難所の避難者の健康管理や、被災地域の家庭訪問による健康調査等により支援活動を行った。

また、令和3年8月豪雨では、安芸高田市と北広島町にリエゾン保健師と災害時公衆衛生チームを派遣した。

## 4 母子・父子・寡婦福祉対策

管内市町と連携しながら、母子・父子・寡婦福祉資金の効果的な貸付けを行い、経済的支援を図るとともに、その利用者の実情に即した償還の指導を行う。

## 5 地域支援対策

### (1) ひろしま高齢者プランの推進

人生100年時代を見据えて高齢期になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情を反映させた高齢者プランを策定し、海田地域及び芸北地域保健対策協議会において取組みを推進している。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に備えるため、平成30年3月に策定した保健医療計画と一体的に健康寿命の延伸を総括目標とした第8期ひろしま高齢者プランに基づき、介護予防や自立支援等の施策に重点的に取り組んでいる。

### (2) 地域包括ケアシステムの強化に向けた取組

平成27年度から、すべての日常生活圏域で地域包括ケアシステムを構築することを目標に、広島県地域包括ケア推進センター、県主管課及び保健所が一体となって市町支援の取組を実施して来た。

平成29年度末には、管内17圏域全てにおいて地域包括ケア体制を構築し、平成30年度から地域特性を踏まえた、専門家派遣、研修会、普及啓発、令和元年度からは管内7市町との情報交換会等地域包括ケアシステムの強化に取り組んでいる。

保健所の市町支援の重点項目は次のとおりである。

- ・地域分析・地域診断

- ・介護予防の普及展開の支援（自立支援型地域ケア会議の支援，県アドバイザーの派遣）
- ・生活支援の体制整備の支援（アドバイザー派遣，助言等）
- ・地域づくりによる介護予防の推進支援（通いの場の拡充など支援，市町助言等）
- ・在宅医療・介護連携の推進支援（切れ目のない在宅医療・介護の提供体制構築のため各地対協での協議等）

## 6 健康づくり対策

### （1）地域保健活動の効果的な推進

「管内保健活動推進連絡会議」を開催し，保健所及び市町の取組についての情報交換や，地域の健康課題等の明確化及び共有を行い，健康増進計画等の効果的な推進を図る。

### （2）「健康ひろしま 21(第2次)圏域計画」の推進

健康ひろしま 21（第2次）改定版では，健康寿命の延伸を総括目標とし，その達成に向けて，海田地域，芸北地域の各後期6か年計画を作成し，その進捗管理及び市町健康増進計画が推進されるよう推進会議等により支援を行う。

主に重点課題である「生活習慣病の発症予防・重症化予防」「こころの健康づくりの推進」「生涯を通じた健全な口腔の機能の維持」に取り組むため，市町及び関係機関・団体との協働により，各種施策を実施する。

### （3）生活習慣病予防対策の推進

海田地対協では，「生活習慣病予防推進会議」を，芸北地对協では，「地域・職域連携推進協会」を設置し，市町及び関係機関・団体と連携して生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組む。

### （4）がん対策の推進

海田地対協及び芸北地对協において，市町及び関係機関・団体と連携し，がん検診受診率向上に向けた普及啓発，受診勧奨の推進を図るとともに，禁煙週間を中心とした，受動喫煙防止の普及啓発を市町と連携して実施する。

### （5）食育推進事業

関係機関との連絡会議を実施し，食育の推進を図るとともに，各市町の食育連絡会議の開催を支援し，関係機関との連携体制を構築する。また，広島県食育推進計画(第3次)では，食育の推進に関する普及啓発を図るため，10月19日を「ひろしま食育の日」，毎月19日を「家庭で食育を考える日」としており，食育に関するチラシを配布し，普及啓発を重点的に推進する。

### （6）健康生活応援店推進事業

県民の健康づくりの実践の支援等を行う店舗を「健康生活応援店」を認証し，県民への周知に努め健康的な生活の推進と健康に配慮した環境整備を図る。

### （7）受動喫煙防止対策

令和2年4月1日から健康増進法の改正により、原則屋内禁煙となり、望まない受動喫煙の防止の取り組みはマナーからルールへ変わり、喫煙には事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要となった。

## 7 栄養改善対策

### (1) 人材育成

市町栄養改善対策担当者及び地域活動栄養士に対して研修会等を行い、人材育成に努める。

また、管理栄養士養成施設の臨地実習を受け入れ、管理栄養士の人材の確保及び育成として、指導に当たっている。

### (2) 給食施設指導

給食施設における栄養管理の充実及び食育の推進を図るため、個別指導を実施するとともに、管理栄養士等の配置促進についても指導する。

### (3) 専門的栄養指導

アレルギー疾患、難病、小児療育等に対象者に対する保健指導と連携を図り、専門的栄養指導を実施する。

### (4) 栄養成分表示、誇大表示

栄養成分表示・誇大表示等が適正に実施されるよう普及啓発を行う。

## 8 結核・感染症対策

### (1) 感染症対策

#### ア 感染症予防事業

感染症の発生を予防するとともに、発生した場合の初動体制を強化し、医療機関、医師会及び市町等の関係機関と連携し、感染症に関する医療を整備することで、迅速・的確にまん延防止を図る。

平成21年に新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生し、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されるなど、防疫体制の見直しが行われたが、更なる感染拡大とともに、ウイルスの強毒性への変異や鳥インフルエンザウイルス(H5N1, H7N9)による新型インフルエンザの発生が懸念されている。

新型コロナウイルス感染症対策については、県は「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」(令和2.5.15 制定 令和5.12.2一部改正)により、感染の予防及び拡大防止を行っている。令和4年9月、感染症法に基づく医師の届出(発生届)の対象を重症化リスク等に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めている。保健所では、入院を要する重症者の入院等の調整、高齢者施設のクラスター発生等対応、在宅療養支援等を行っている。

今後も、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等について、関係機関との連絡会議や研修会を開催し、防疫体制の整備と、患者に配慮した対策を進

める。

#### イ 感染症発生動向調査

感染症に対する有効かつ的確な予防対策を推進するために、医療機関や医師会の協力により、感染症に関する情報を迅速に収集し、国及び県内の感染症発生状況の把握に努めるとともに、市町や医師会に迅速に情報を提供する。

また、新型インフルエンザの発生状況やウイルスの病原性の変化等を把握するための調査や集計を実施する。

### (2) 結核対策

全国的に結核罹患率は低下傾向にあるが、新たな患者に占める70歳以上の高齢者の割合は依然として高く、管内の新規登録患者も70歳以上が8割を超えているため、高齢者に対する結核予防対策を重点的に推進する必要がある。

#### ア 患者管理

医療機関に対して診断後直ちに患者発生の届出を行うよう指導するとともに、患者及び家族等の接触者への調査、指導及び健康診断を速やかに実施し、二次感染の防止に努める。

#### イ 地域DOTS（直接服薬確認療法）事業

医療機関の指導、協力を得ながら、退院後も患者との面接、訪問等を通して直接服薬管理を行い、治療中断にならないよう患者支援を推進する。

### (3) エイズ・性感染症対策

エイズ予防対策として、感染不安を持つ住民に対する相談対応やプライバシー保護に配慮した検査（匿名、無料）を実施し、早期発見による早期治療や二次感染防止を図る。

また、エイズキャンペーン等により、正しい知識の普及やHIVに対する理解を深めるための住民（特に高校生等の若年層）に対する普及啓発活動を実施する。

## 9 肝炎対策

### (1) 肝炎ウイルス検査・相談事業

住民への正しい知識の普及を図るとともに、肝炎ウイルス感染の疑いのある者に対し、早期発見・早期治療体制の充実を図るために、受検勧奨を行う。

また、保健所及び医療機関に委託した肝炎ウイルス検査において、医療を要する者に対して市町との連携した保健指導を行う。

### (2) 肝炎治療費助成事業

ウイルス性肝炎の治療におけるインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療等の治療費の一部を助成する事業への相談・申請受付を行う。

### (3) 肝炎重症化予防推進事業

「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」の実施の充足に向けて、肝疾患

患者フォローアップシステムへの登録に同意がある慢性肝炎患者等について、初回精密・定期検査費用等を助成する事業への相談・申請受付を行う。

(4) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

平成30年12月から肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）に係る通院及び入院医療費の助成を開始した。

過去12月以内に既に、2月以上高額療養費算定基準額を超えた者は、医療費助成を受けることができる。

医療費助成を受けた場合、対象医療の自己負担額は1万円/月となる。

## 10 歯科保健対策

「生涯を通じた歯と口腔の健康づくり」を推進するために、普及啓発として「歯と口の健康週間関連表彰」「はつらつ家族表彰」等を実施している。

また、地区歯科衛生連絡協議会や海田地対協及び芸北地对協などの関係機関と連携し、歯科保健研修会の開催や、妊婦歯科健診や歯周疾患検診の受診率向上のための普及啓発等の事業を行う。

## 11 精神保健福祉対策

(1) 医療体制の推進

措置入院患者・医療保護入院患者の病状審査や精神科病院の実地指導により入院患者の処遇適正化を推進する。

(2) 精神保健福祉対策の推進

専門医師による心の健康相談及び保健師による家庭訪問やひきこもり相談などを実施し、必要に応じて市町や関係機関との連携を図り、精神障害者の早期治療の促進と地域生活の支援を行う。

また、精神保健福祉業務における危機介入に関わる関係機関（市町、警察署）の連携を図り、よりよい支援体制を構築する。

(3) 地域精神保健福祉対策

精神科病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定しており、受入条件が整えば退院可能な者の地域社会生活への移行を促進する。

また、地域における精神障害者に対する支援体制をつくるため、こころの健康づくり地域会議や関係機関との連絡会議を開催する。

(4) 自殺予防対策推進事業

自殺予防に関係者が連携して対処できるよう管内の関係機関と連絡会議を開催し、自殺予防対策の推進を図る。

## 12 難病対策

(1) 指定難病医療費助成事業



原因が不明で、治療方法が確立されていない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難で、かつ、その医療費が高額である 338 疾病について、医療費の負担軽減等を図るため、公費負担を行う。

(2) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

治療が困難な上、長期にわたる疾患で、これを放置すると児童の健全な育成を阻害する 16 疾患群 788 疾病について、医療費の負担軽減等を図るため、公費負担を行う。

(3) 難病相談事業等

難病患者やその家族の精神的な不安、経済的負担の軽減を図るため、医療、保健、栄養、福祉等の相談会を開催する。

また、指定難病を中心とした患者や家族のニーズを踏まえて医療講演会や患者交流会等を開催し、情報提供を図り、よりよい療養生活が送れるよう支援する。

(4) 重症難病患者地域支援事業

在宅の難病患者を対象に家庭訪問を実施し、安定した療養生活の支援を行うとともに、医師、歯科医師、訪問看護師、理学療法士、市町関係者等による在宅重症難病患者に対する支援計画等の策定、評価など、患者の実態に応じたきめ細かな支援を行う。

また、難病対策事業連絡会議を開催し、市町等関係機関との情報の共有を図る。

(5) ピアカウンセリング事業

小児難病患者の家族に対し、同じ悩みや不安を持つ保護者の立場から助言、相談を行う場を設け、不安を軽減し、よりよい療養生活が送れるよう支援するため、相談会・講演会を実施する。

## 13 母子保健対策

(1) 地域の母子保健対策の効果的な推進

「管内母子保健連絡会議」を開催し保健所及び市町で協議を行うとともに、保健所・市町等の関係機関が連携した取組みを行う。

(2) 心身障害児対策

心身障害の早期発見と早期療育を目的として、長期療養児相談指導事業において相談や訪問、関係者の研修会等を行うとともに、早期に各種サービスに結びつくための基盤整備を進めている。

(3) 児童虐待の予防に関する取り組み

ハイリスク妊産婦に対して、健全な親子関係を築くため、海田地対協、芸北地对協において「母子保健推進連絡会議」を設置し、関係者等で協議を行う。また、海田地対協では、産科及び小児科医療機関と地域保健の連携による育児支援体制の構築を図り、虐待の未然防止に努める。

(4) 特定不妊治療支援事業

令和4年度から保険適用となった、特定不妊治療に併せて行われる先進的な医療等の治療費の一部を助成している。

(5) 不妊検査・一般不妊治療費助成事業

不妊を心配する夫婦の早期治療を促すため、夫婦が共に受けた不妊検査費用、一般不妊治療費の一部を助成している。

## 14 食品衛生対策

食品による危害の発生を未然に防止するため、飲食店、給食施設及び食品製造施設等に対する監視指導を実施するとともに、管内で製造された食品や流通している食品の検査を実施する。また、食品営業者の自主衛生管理体制の確立を推進し、食生活における安全の確保を図る。

(1) 監視指導及び収去検査

ア 食品製造施設

大量かつ広域に流通する食品、危害度の高い食品及び乳児や高齢者等が高頻度に喫食する食品を製造する施設並びに県特産品であるかきの作業場に重点的に立入調査を実施し、衛生管理の実施状況や施設等の管理状況等について監視指導を行う。

イ 仕出し・弁当業、旅館業及び集団給食施設等

衛生講習会を開催して衛生知識の向上を図るとともに、施設への立入調査や副食等の細菌検査を実施し、食中毒発生の未然防止に努める。

ウ 食品販売業等

食品の保管・販売状況や表示を監視するとともに、細菌、添加物、残留農薬等の検査を実施して不良食品の排除に努める。

エ 食品表示適正化の推進

食品表示法等を所管する関係機関と連携し、食品関係事業者を対象とした表示の講習会、啓発資料の配布を行う。さらに、量販店及び食品製造施設に対し、表示の一斉監視を実施する。

(2) 自主衛生管理体制確立の推進

ア 食品衛生協会の円滑な事業運営及び指導員活動の活性化等を助言・指導し、業界の自主的な衛生管理体制の確立を推進する。

イ 食品関係事業者に対し、危害分析・重要管理点方式（HACCP）に沿った自主衛生管理体制の確立について指導・助言することで、衛生管理水準の底上げに取り組む。

ウ 令和3年6月から原則すべての事業者に HACCP の導入が義務付けられたことから、管内の食品製造業者等に危害分析・重要管理点方式（HACCP システム）による自主衛生管理体制の導入について指導する。

## 15 狂犬病予防対策

狂犬病の発生を予防するため、犬の登録及び狂犬病予防注射の啓発指導を行うとともに、管内市町における登録・注射状況を把握し、円滑な運営を図るために獣医師会等との連携調整に努めている。

## 16 薬事関係対策

### (1) 医薬品対策

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局及び医薬品販売業等に立入検査を実施し、適正な管理、販売方法等について指導を行うとともに、除去検査を実施し、不良品の発見・排除に努めている。

医薬品の適正使用を推進するため、薬局、店舗販売業等において医薬品情報の提供の徹底を図るよう指導している。

さらに、いわゆる健康食品については、販売方法や広告の実態調査を行い、痩身効果を標榜する製品については、買い上げた上で成分検査を実施する等、無承認無許可医薬品の発見・排除に努めている。

また、平成28年度から開始した健康サポート薬局制度については、相談の受付及び指導を行うと共にその普及啓発に努めている。

### (2) 毒物及び劇物対策

毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物販売業及び業務上取扱者の立入検査を実施し、取扱及び保管管理等について指導している。さらに農業用品目販売業者等に対しては、関係機関との連携のうえ農薬危害防止運動月間（6月～8月）を中心に巡回指導を行っている。

### (3) 麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料、けし等対策

麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料の不正な使用や流通を防止するため、医療機関、薬局等取扱施設の立入検査を実施し、取扱及び保管管理等について指導している。

また、麻薬の原料となる自生けし等を排除するため、関係市町等との連携を図っている。令和3年度は管内8か所で自生けしの除去を実施した。

### (4) 薬物乱用防止対策

麻薬、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策として、広島県薬物乱用防止指導員安芸地区及び芸北地区協議会を設置し、協議会指導員と連携して、地域住民への啓発活動等を実施している。この協議会の活動として、広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施し、薬物乱用の防止啓発に努めている。

### (5) 献血推進対策

安定した血液製剤の供給のため、400mL献血と成分献血の普及啓発に努めている。また、市町の献血組織の育成を行うとともに、計画的な献血の推進に努めている。

## 17 環境保全対策

良好な地球環境の保全や低炭素社会の構築のため、公害対策のほか地球温暖化対策等の推進を図る。

### (1) 大気汚染防止対策

大気汚染防止法等の規制対象となる工場・事業場及び解体等現場の立入検査を実施する。

大気汚染緊急時の措置として、硫黄酸化物、オキシダント等の濃度が一定の基準を超えたときは、情報や注意報が発令され、主要工場に対し、ばい煙排出量の削減要請をする。

また、オゾン層の破壊及び地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン排出抑制法に基づくフロン類充填回収業者の登録、立入検査及び業務用冷凍空調機器の管理者を指導する等により、フロン類の排出抑制を推進する。

### (2) 水質汚濁防止対策

水質汚濁防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を定期的実施する。

また、市町及び関係機関と連携して生活排水対策を推進する。

### (3) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法等の円滑な施行により、対象となる土地での調査や措置の実施について、土地所有者等に対して必要な指導等を行い、土壌汚染対策を推進する。

### (4) 有害化学物質対策

ダイオキシン類・環境ホルモン物質等の有害化学物質による環境汚染は大きな社会問題となるため、有害化学物質のモニタリング調査を実施するとともに、工場・事業場の立入検査を実施する。

### (5) 公害苦情事案対策

大気汚染・水質汚濁や廃棄物の不法投棄などの住民からの苦情相談に、市町等関係機関と連携し取り組む。

### (6) 地球温暖化対策等

生活環境保全条例に基づき、対象の工場・事業者に対し、温室効果ガスの削減や自動車の使用合理化に係る計画と同計画書に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的な取組を促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図る。

また、環境保全に関する普及啓発を通じて、県民の環境保全行動を推進する。

## 18 廃棄物対策

廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む。

### (1) 一般廃棄物対策

#### ア 廃棄物処理施設

管内の市町、一部事務組合及び民間が設置するごみ処理施設及びし尿処理施設の適正な維持管理について、立入指導を実施する。

また、権限移譲した市町に対しては、必要な助言を行う。

#### イ 浄化槽

浄化槽の適正な維持管理について、浄化槽管理者に対する周知徹底が図られるよう、権限移譲した市町に対し、必要な助言を行う。

また、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽保守点検業務が適切に実施されるよう、立入指導を実施する。

### (2) 産業廃棄物対策

産業廃棄物の排出事業所、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設、P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物保管事業所及び自動車リサイクル業者等の立入検査を実施し、廃棄物の排出抑制、資源化リサイクル等の推進、廃棄物の減量化及び適正処理について指導する。

また、廃棄物の不法投棄防止対策については、管内の市町、警察署、海上保安部、森林管理署及び県の関係機関により「廃棄物不法投棄防止連絡協議会」を設置し、関係機関が一体となった対策を実施する。

# III 資料

---

# 管内の状況一覧

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	備 考
(※)保 育 所 公 立	-								
(※) 私 立	-								
(※)母 子 生 活 支 援 施 設	-								
(※)児 童 館	-								
(※)児 童 遊 園	-								
(※)障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-								
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	-								
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	-								令和4年4月1日現在
介 護 医 療 院	-								
病 院	11	1	2	2	-	1	1	4	
病 院 病 床 数	1,850	311	587	118	-	312	149	373	
一 般 診 療 所	147	29	40	35	15	10	5	13	
歯 科 診 療 所	95	17	28	19	13	3	4	11	
歯 科 技 工 所 数	29	3	13	5	3	3	1	1	
助 産 所	8	3	2	1	-	-	2	-	
施 術 所	あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係	120	26	30	21	15	9	6	13
	柔道整復師法関係	44	9	10	9	6	3	4	3
出張のみの業務の届出数 (あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師等に関する法律関係)	30	3	13	5	1	1	3	4	
衛 生 検 査 所	1	1	-	-	-	-	-	-	
給 食 施 設 数	136	29	26	18	10	10	8	35	
食 品 関 係 施 設 数 (旧 法 許 可)	1,676	304	386	274	151	141	122	298	
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 許 可)	415	76	130	50	31	24	26	78	
食 品 関 係 施 設 数 (新 法 届 出)	901	189	195	116	66	56	93	186	
旧 食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	106	23	15	10	4	16	13	25	
犬 の 登 録 頭 数	8,218	1,640	1,980	1,121	1,240	551	308	1,378	
(※)水 道 用 水 供 給 水 道 事 業	-								
(※)上 水 道 事 業	-								
簡 易 水 道 事 業	-								
(※)専 用 水 道	-								
薬 局 (既 存 薬 局 を 含 む。)	89	15	33	17	9	3	5	7	
店 舗 販 売 業	38	7	6	6	6	5	4	4	
卸 売 販 売 業	10	5	2	1		1		1	
既 存 薬 種 商 等	-								
特 例 販 売 業	2							2	
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	92	17	27	17	5	6	5	15	
管理医療機器販売業・貸与業	496	90	128	108	66	43	13	48	
麻 薬 取 扱 者	330	66	123	35	13	39	17	37	和3年度12月31日現在
(※)温 泉 利 用 施 設	-								

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	備 考
ばい煙発生施設	282	73	40	26	7	32	17	87	
ばい煙関係特定施設	32	2	6	-	9	-	-	15	
揮発性有機化合物排出施設	1	-	-	1	-	-	-	-	
一般粉じん発生施設	196	122	-	9	15	-	11	39	
特定粉じん発生施設	-	-	-	-	-	-	-	-	
粉じん関係特定施設	213	62	3	23	13	42	13	57	
水銀排出施設	10	-	-	1	-	3	-	6	
ダイオキシン関係特定施設	14	3	-	-	-	3	-	8	
水質汚濁関係特定事業場	794	234	56	54	42	36	111	261	
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	357	8	8	4	2	3	1	-	広島市:331 主たる事業場に係る事業者数
汚水等関係特定事業場	82	12	22	9	3	5	4	27	
汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※)ごみ処理施設 焼却施設	2	-	-	-	-	2	-	-	
(※) RDF施設	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※) 資源化施設 (RDF施設を除く)	5	-	-	-	4	-	1	-	
(※)一般廃棄物最終処分場	-	-	-	-	-	-	-	-	
(※)し尿処理施設	1	-	-	-	-	1	-	-	
産業廃棄物収集運搬業	257	63	49	21	29	26	15	49	広島市:5 特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	9	6	-	-	1	-	-	2	うち、特別管理産業廃棄物に係るもの(安芸高田市3、北広島町1)
産業廃棄物処分業	50	17	-	1	4	2	6	15	広島市:5 特別管理産業廃棄物に係るものを含む。
うち優良認定	6	3	-	-	1	-	-	2	うち、特別管理産業廃棄物に係るもの(安芸高田市1、北広島町1)
中間処理施設	39	13	-	2	3	-	6	13	広島市:2
最終処分場	3	1	-	-	-	-	-	2	
PCB廃棄物保管事業所	61	19	6	12	2	7	6	9	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	
産業廃棄物多量排出事業者処理計画策定事業所	110	17	7	4	1	6	6	10	広島市他:59
自動車リサイクル引取業者	35	8	2	5	7	4	-	9	
フロン類回収業者	19	6	1	2	2	2	-	6	
解体業者	6	2	-	-	2	1	-	1	
破砕業者	3	1	-	-	-	1	-	1	

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。



## 地域保健福祉対策

### (1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(令和3年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名
計	32	68	13	
小 計	8	32	8	
保 健 師	5	20	4	安田女子大学
	3	12	4	広島大学
小 計	4	16	4	
管 理 栄 養 士	4	16	4	広島修道大学
小 計	-	-	-	
社 会 福 祉 主 事				
小 計	-	-	-	
医 師				
小 計	20	20	1	
歯 科 衛 生 士	20	20	1	広島高等歯科衛生士専門学校
小 計	-	-	-	
訪 問 介 護 員				
小 計	-	-	-	
そ の 他				

(2) 市町の職員に対する研修・指導の状況

(令和3年度)

区分	保健計画の策定・地域診断 (1)	母子保健 (2)	健康増進 (3)	介護予防・生活支援 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再掲)	
							結核 (7)	エイズ (8)
							実施回数(O1)	1
参加延人員(O2)	(10)	(16)	(40)		(14)			

区分	精神保健福祉 (9)	難病 (10)	介護保険 (11)	健康危機管理 (12)	その他 (13)	計 (14)
実施回数(O1)	1			1	1	13
参加延人員(O2)	(6)			(7)	(17)	(110)

注) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領によるため、研修も含む。

### (3) 圏域地域保健対策協議会の状況

(ア) 海田地域保健対策協議会

(令和3年度末現在)

名 称	海田地域保健対策協議会(略称:海田地对協)	
設 立 年 月 日	平成9年9月26日	
構 成 団 体	安芸地区医師会, 安芸歯科医師会, 安芸薬剤師会, 済生会広島病院, マツダ株式会社マツダ病院 安芸郡各町社会福祉協議会, 海田地域公衆衛生推進協議会 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町 西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所) その他保健・医療・福祉等関係団体	
会 長	片桐 則明	
部 会 の 設 置	地域保健専門部会 医療福祉専門部会 地域ケア専門部会	
総 会	書面開催	
理 事 会	該当なし	
事 業	事業名	
委 託 事 業	地域保健医療推進事業, うつ病等地域医療連携事業	
	在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務	
補 助 事 業	運営費(会議費, 事務局費)	
	感染症対策事業	
	地域保健専門部会事業	
	母子保健推進事業	
	地域精神保健福祉推進事業	
	食育推進・栄養改善事業	
	生活習慣病予防推進事業	
	保健医療計画推進事業・地域医療構想調整会議, 病院部会の運営	
	医療福祉専門部会活動事業	
	地域ケア体制の推進事業・ひろしま高齢者プランの進捗管理	
	そ の 他	圏域地对協研修会(Web開催)・保健福祉関係団体助成事業

## (イ) 芸北地域保健対策協議会

(令和3年度末現在)

名 称	芸北地域保健対策協議会(略称:芸北地对協)	
設 立 年 月 日	平成9年10月9日	
構 成 団 体	安芸高田市・山県郡各医師会, 安芸高田市・山県郡各歯科医師会, 安芸高田市・山県郡内の病院 安芸高田市・山県郡各薬剤師会, 安芸高田市・山県郡各町, 安芸高田市・山県郡各町社会福祉協議会 安芸高田市・山県郡各町民生委員児童委員協議会, 安芸高田市・山県郡各女性連合会 安芸高田市・山県郡各老人クラブ連合会, 安芸高田市公衆衛生推進協議会 西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所) その他保健・医療・福祉等関係団体	
会 長	北尾 憲太郎	
部 会 の 設 置	総務企画委員会, 地域包括ケア推進部会, 保健医療計画等検討部会, 救急医療対策専門部会,	
総 会	書面開催	
理 事 会	該当なし	
事 業	事業名	
委 託 事 業	地域保健医療推進事業, うつ病等地域医療連携事業	
	在宅緩和ケア提供に係る介護・福祉関係者研修実施業務	
補 助 事 業	事務費・会議費(総会・総務企画委員会)	
	地域包括ケア推進部会・ひろしま高齢者プランの進捗管理	
	在宅緩和ケア推進事業	
	歯科保健推進事業	
	救急医療対策推進事業・感染症対策事業	
	地域・職域連携推進事業	
	こころの健康づくり事業	
	食育推進事業	
	母子保健推進事業	
	保健医療計画等検討事業・地域医療構想調整会議, 病院部会の運営	
そ の 他	圏域地对協研修会(Web開催)・福祉関係団体助成事業	

## 児童・母子・父子・寡婦福祉対策

### (1) 母子福祉資金の貸付状況

(令和3年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
合 計	件 数	12	1	3	2	1	5	-	-
	貸付額(円)	(5,294,404)	(280,000)	(1,322,404)	(730,000)	(630,000)	(2,332,000)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
事業継続資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
修学資金	件 数	3		2			1		
	貸付額(円)	(1,714,404)		(742,404)			(972,000)		
技能習得資金	件 数	1				1			
	貸付額(円)	(630,000)				(630,000)			
修業資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
就職支度資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
医療介護資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
生活資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
住宅資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
転宅資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
就学支度資金	件 数	8	1	1	2		4		
	貸付額(円)	(2,950,000)	(280,000)	(580,000)	(730,000)		(1,360,000)		
結婚資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							

(2)父子福祉資金の貸付状況

(令和3年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
合 計	件 数	3	-	1	1	-	1	-	-
	貸付額(円)	(2,854,000)	(-)	(972,000)	(580,000)	(-)	(1,302,000)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
事業継続資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
修学資金	件 数	3		1	1		1		
	貸付額(円)	(2,854,000)		(972,000)	(580,000)		(1,302,000)		
技能習得資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
修業資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
就職支度資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
医療介護資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
生活資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
住宅資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
転宅資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
就学支度資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
結婚資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							

### (3) 寡婦福祉資金の貸付状況

(令和3年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
合 計	件 数	-	-	-	-	-	-	-	-
	貸付額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
事業継続資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
修学資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
技能習得資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
修業資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
就職支度資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
医療介護資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
生活資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
住宅資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
転宅資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
就学支度資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							
結婚資金	件 数	-							
	貸付額(円)	(-)							

## 医療対策

### (1) 病院・診療所の状況

(令和4年3月31日現在)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	
病 院	施 設 数	11	1	2	2	-	1	1	4	
	病 床 数	小 計	1,850	311	587	118	-	312	149	373
		一 般	1,029	209	270	40	-	312	53	145
		療 養	246	46	-	78	-	-	52	70
		精 神	575	56	317	-	-	-	44	158
		結 核	-	-	-	-	-	-	-	-
		感 染 症	-	-	-	-	-	-	-	-
救 急 告 示	7	1	1	-	-	1	1	3		
一 般 診 療 所	施 設 数	147	29	40	35	15	10	5	13	
	病 床 数	一 般	75	25	19	17	-	-	-	14
		療 養	12	12	-	-	-	-	-	-
	救 急 告 示	-	-	-	-	-	-	-	-	
歯 科 診 療 所	95	17	28	19	13	3	4	11		

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

### (2) 立入検査及び使用許可件数

(令和3年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	13	11	2	-
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	-	-	-	-
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	-	-	-	-

#### 広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間：月～金曜日（年末・年始、祝日除く） 13:00～16:00

相談方法：電話、面談（要事前予約）

専用電話：082-513-3058

設置場所：〒730-8511 広島市中区基町10-52 農林庁舎4階

#### 次の点について、あらかじめご了承ください

- ①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。
- ②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。



## 健康増進・栄養改善対策等

### (1) 給食施設等の指導状況

#### ア 施設数及び指導状況

(令和3年度)

区分	総数	特 定 給 食 施 設				その他の給食施設	
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 ( ① を 除 く )			
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施設数 A	136	4	-	54	3	49	26
指導延数 B	93	3	-	40	1	40	9
1施設当たり指導回数 B / A	0.7	0.8	-	0.7	0.3	0.8	0.3

(注) 表中の栄養士とは管理栄養士も含む。

#### イ 施設別指導状況

(令和3年度)

区分	特 定 給 食 施 設								その他の給食施設				給食施設に対する指導割合 (%)	栄養士のいる給食施設に対する指導割合 (%)	栄養士のない給食施設に対する指導割合 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指定施設以外の特定給食施設				栄養士のいるもの		栄養士のないもの						
	栄養士のいるもの		栄養士のないもの		栄養士のいるもの		栄養士のないもの		施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数	施設数	延指導件数					
総数	4	3	-	-	54	40	3	1	49	40	26	9	68.4	77.6	34.5	136	93
学校	-	-	-	-	22	16	2	-	-	-	1	-	64.0	72.7	-	25	16
病院	3	3	-	-	4	2	-	-	4	4	1	-	75.0	81.8	-	12	9
介護老人保健施設	-	-	-	-	1	2	-	-	5	4	-	-	100.0	100.0	-	6	6
介護医療院	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	50.0	50.0	-	2	1
老人福祉施設	-	-	-	-	8	8	-	-	17	16	1	-	92.3	96.0	-	26	24
児童福祉施設	-	-	-	-	15	10	1	-	12	8	15	7	58.1	66.7	43.8	43	25
社会福祉施設	-	-	-	-	1	-	-	1	7	6	3	1	72.7	75.0	66.7	11	8
事業所	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-
寄宿舍	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	3	-	50.0	200.0	-	4	2
矯正施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自衛隊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般給食センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	1	-	-	-	2	1	2	1	40.0	33.3	50.0	5	2

(2) 健康増進法及び食品表示法(保健事項)に基づく食品表示の相談・指導状況

ア 相談状況

(令和3年度)

区 分	業者からの相談事例数
健康増進法(虚偽・誇大表示)	3
食品表示法(保健事項)	37

イ 指導状況(違反事例)

(令和3年度)

区 分	事業者数	品 目 区 分						
		生鮮食品			加工食品			
		農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他
健康増進法(虚偽・誇大表示)	-	-	-	-	-	-	-	-
食品表示法(保健事項)	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(令和3年度)

区分		総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
人口		180,514	27,323	62,352	30,387	23,631	12,663	6,085	18,073
健康診査	対象者	979	239	371	160	70	39	21	79
	受診者	17	2	4	1	4	2	-	4
	受診率(%)	1.7	0.8%	1.1%	0.6%	5.7%	5.1%	0.0%	5.1%
肝炎ウイルス検査	対象者	35,021	792	660	16,206	-	4,768	46	12,549
	受診者	282	37	29	93	-	60	2	61
	受診率(%)	0.8	4.7%	4.4%	0.6%	-	1.3%	4.3%	0.5%

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導)

(令和3年度)

区 分		総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
健康 教育	個 別	参加人員	-	-	-	-	-	-	-
	集 団	実施回数	166	87	6	31	6	36	-
		参加人員	689	80	120	330	114	45	-
健康 相 談	重 点	実施回数	38	-	12	15	6	5	-
		参加人員	135	-	12	29	16	78	-
	総 合	実施回数	18	-	-	4	9	5	-
		参加人員	338	-	-	55	12	271	-
訪問 指導	対 象 者 数	56	-	-	42	12	2	-	
	被 指 導 実 人 員	50	-	-	42	7	1	-	

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

(4)健康生活応援店の状況

(令和3年度末現在)

区 分		延 認 証 店 舗 数
禁煙支援	禁 煙 支 援	-
食 生 活	栄 養 成 分 表 示	3
	野 菜 た っ ぷ り	28
	塩 分 控 え め	3
	ヘルシーオーダーメニュー	9
	塩分控えめ推進・応援	3
	朝食摂取応援	3
	食事バランス応援	-
	小 計	49
運 動 実 践	正しい歩き方(ウォーキング)指 導	-
	ウォーキング勧奨・応援	5
	小 計	5
そ の 他	健 康 づ く り 応 援	48
合 計		102
実 店 舗 数		65

(5) 食育圏域連絡会議開催状況

(令和3年度)

日時	8月4日(水) 13:30~15:00	2月1日(火)
場所	web会議	書面
参加機関数	7	7
主な議題	1. 令和3年度の事業計画 2. 市町食育推進計画の進捗状況について 3. 令和3年度食育活性化支援事業について	1. 第3次広島県食育推進の進捗状況について 2. 市町食育推進計画の進捗状況について

会議構成機関

所属名	(担当課等)	備考
安芸高田市	健康長寿課	
府中町	健康推進課	
海田町	保健センター	
熊野町	健康推進課	
坂町	保険健康課	
安芸太田町	健康福祉課	
北広島町	保健課	
西部保健所 広島支所	保健課	

# 感染症対策

## (1) 感染症発生状況

(令和3年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱	-	五類 (全数)	アメーバ赤痢	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-		ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	-
	痘そう	-		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	5
	南米出血熱	-		急性弛緩性麻痺(急性灰白髄膜炎は除く。)	-
	ペスト	-		急性脳炎※5	-
	マールブルグ病	-		クリプトスポリジウム症	-
	ラッサ熱	-		クロイツフェルト・ヤコブ病	-
小計 A	-	劇症型溶血性レンサ球菌感染症		-	
二類	急性灰白髄炎	-		後天性免疫不全症候群	-
	結核	28		ジアルジア症	-
	ジフテリア	-		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-
	重症急性呼吸器症候群※1	-		侵襲性髄膜炎菌感染症	-
	中東呼吸器症候群※2	-		侵襲性肺炎球菌感染症	1
	鳥インフルエンザ(H5N1)	-		水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る)	1
	鳥インフルエンザ(H7N9)	-		先天性風しん症候群	-
小計 B	28	梅毒		2	
三類	コレラ	-		播種性クリプトコックス症	-
	細菌性赤痢	-		破傷風	-
	腸管出血性大腸菌感染症	1		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	-
	腸チフス	-		バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-
	パラチフス	-		百日咳	-
小計 C	1	風しん		-	
四類	E型肝炎	-		麻しん	-
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	-		薬剤耐性アシネトバクター感染症	-
	A型肝炎	-		小計 E	9
	エキノコックス症	-		RSウイルス感染症	89
	黄熱	-		咽頭結膜熱	10
	オウム病	-		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	23
	オムスク出血熱	-	感染性胃腸炎	442	
	回帰熱	-	水痘	15	
	キャサスル森林病	-	手足口病	48	
	Q熱	-	伝染性紅斑	-	
	狂犬病	-	突発性発しん	113	
	コクシジオイデス症	-	ヘルパンギーナ	85	
	サル痘	-	流行性耳下腺炎	6	
	ジカウイルス感染症	-	インフルエンザ※6	1	
	重症熱性血小板減少症候群※3	-	急性出血性結膜炎	-	
	腎症候性出血熱	-	流行性角結膜炎	6	
	西部ウマ脳炎	-	性器クラミジア感染症	5	
	ダニ媒介脳炎	-	性器ヘルペスウイルス感染症	-	
	炭疽	-	尖圭コンジローマ	-	
	チクングニア熱	-	淋菌感染症	3	
	つつが虫病	2	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)	-	
	デング熱	-	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	-	
	東部ウマ脳炎	-	細菌性髄膜炎※7	-	
	鳥インフルエンザ※4	-	マイコプラズマ肺炎	1	
	ニバウイルス感染症	-	無菌性髄膜炎	-	
	日本紅斑熱	-	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	2	
	日本脳炎	-	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	67	
	ハンタウイルス肺炎症候群	-	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	
Bウイルス病	-	小計 F	916		
鼻疽	-	新型インフルエンザ等感染症	G		
ブルセラ症	-	新型コロナウイルス感染症	902		
ベネズエラウマ脳炎	-	小計 H	902		
ヘンドラウイルス感染症	-	I	-		
発しんチフス	-	総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	1,858		
ボツリヌス症	-				
マラリア	-				
野兔病	-				
ライム病	-				
リッサウイルス感染症	-				
リフトバレー熱	-				
類鼻疽	-				
レジオネラ症	-				
レプトスピラ症	-				
ロッキー山紅斑熱	-				
小計 D	2				

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る  
 ※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る  
 ※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る  
 ※4 H5N1及びH7N9を除く  
 ※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く  
 ※6 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く  
 ※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く  
 (注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。  
 (注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

## (2) 結核の状況

### ア 結核患者登録状況

(令和3年12月31日現在)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
管 内 人 口		167,910	26,749	52,293	29,601	23,380	12,753	5,802	17,332
計		38	10	5	3	9	2	3	6
活動性 肺結核 患者数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	5	-	1	-	3	-	1	-
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	4	2	1	-	-	-	-	1
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	2	-	-	1	1	-	-	-
活動性肺外結核患者数(B)		2	-	-	-	2	-	-	-
不活動性結核・その他の者		25	8	3	2	3	2	2	5
有病率(人口10万対)		7.7	7.5	3.8	3.4	25.7	-	17.2	5.8

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) =  $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

### イ 結核患者新規登録状況

(令和3年)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
管 内 人 口		167,910	26,749	52,293	29,601	23,380	12,753	5,802	17,332
計 ( A + B )		19	4	2	1	6	2	1	3
活動性 肺結核 患者数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	8	-	1	-	3	2	1	1
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	5	3	1	-	-	-	-	1
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	2	-	-	1	1	-	-	-
活動性肺外結核患者数(B)		4	1	-	-	2	-	-	1
り患率(人口10万対)		11.3	15.0	3.8	3.4	25.7	15.7	17.2	17.3
潜在性結核感染症		7	-	5	-	-	-	-	2

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) り患率(人口10万対) =  $\frac{\text{計 ( A + B )}}{\text{人 口}} \times 100,000$

## ウ 年齢階級別新規登録患者数

(令和3年12月31日現在)

区 分	総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
計	19	4	2	1	6	2	1	3
	(8)	(-)	(1)	(-)	(3)	(2)	(1)	(1)
0 歳 ~ 4 歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
5 歳 ~ 9 歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
10 歳 ~ 14 歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
15 歳 ~ 19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
20 歳 ~ 29 歳	2	-	-	1	-	-	-	1
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
30 歳 ~ 39 歳	2	1	1	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
40 歳 ~ 49 歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
50 歳 ~ 59 歳	2	1	-	-	1	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
60 歳 ~ 69 歳	2	-	-	-	1	-	1	-
	(2)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(1)	(-)
70 歳 ~	11	2	1	-	4	2	-	2
	(6)	(-)	(1)	(-)	(2)	(2)	(-)	(1)

(注1)下段の( )は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2)本表の総数とイ結核患者新規登録状況の総数は一致する。

## エ 結核健康診断の実施状況

### ① 市町別実施状況

(令和3年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
一般住民	対象者数	54,250	11,162	13,408	7,217	8,632	3,836	3,036	6,959
	受診者数	4,374	401	1,266	463	729	192	542	781
	受診率(%)	8.1	3.6	3.5	10.1	2.2	14.1	25.7	-



### (財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

ホームページ <http://www.jata.or.jp>

### ② 実施主体別実施状況

(令和3年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	63,282	13,143	20.8	3,670	9,473	-	-	-
	事業者	従業者	5,729	5,589	97.6	596	4,993	/	/
	学校長	生徒	1,562	1,551	99.3	-	1,551	/	/
		学生	239	239	100.0	46	193	/	/
	施設長	入所者	1,502	1,390	92.5	299	1,091	/	/
	市町長	一般住民	54,250	4,374	8.1	2,729	1,645	/	/
知事 (保健所長)	計	158	158	100.0	-	158	(-)	(-)	-
	接触者健診	98	98	100.0	-	98	(-)	(-)	-
	集団健診	-	-	-	-	-	(-)	(-)	-
	管理検診	60	60	100.0	/	60	/	/	/

(注1) ( )内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致している。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。



## 才 市町別家庭訪問指導状況

(令和3年12月31日現在)

区分	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
実人員	30	3	8	1	7	2	1	8
(再掲)新規登録患者	21	2	5	1	6	2	1	4
構成比	70.0	66.7	62.5	100.0	85.7	100.0	100.0	50.0
延人員	115	10	26	3	26	8	9	33
(再掲)新規登録患者	85	7	17	3	23	8	9	18
構成比	73.9	70.0	65.4	100.0	88.5	100.0	100.0	54.5

(注) (再掲)欄の新規登録患者とは、令和3年度に新規登録された結核患者を家庭訪問指導した場合に計上している。

### (3) 感染症発生に伴う指導状況

(令和3年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	967	-	28	1	1	35	902	-	-
うち施設指導分	48	-	-	1	-	35	12	-	-

#### (4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況

(令和3年度)

日時	令和3年12月23日
場所	書面開催
参加人数	—
主な議題	海田地域における新型コロナウイルス感染症発生状況と課題

#### 会議構成メンバー

所属	職名	備考
協力医療機関	医師, 看護師	
医療機関	看護師長他	
地区医師会	常任理事他	
地区歯科医師会	理事	
地区薬剤師会	理事	
市町	担当課職員他	
西部保健所広島支所	担当課職員他	

#### (5) エイズ相談及びHIV抗原抗体検査・梅毒検査の状況

(令和3年度)

区分	相談件数				HIV抗原抗体検査	梅毒検査
	計A+B+C	電話相談A	来所(面接相談)B	家庭訪問指導C		
計	40	25	15	—	14	13
男性	29	16	13	—	12	11
女性	11	9	2	—	2	2

## (6) 健康教育実施状況

(令和3年度)

区分	種 別 内 訳		
	計		
実施回数	-	実績無し	
参加延人員	-		
(対象内訳)			

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、性感染症、インフルエンザ、O157等の予防対策名を記入している。

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」「高校生」等のグループを記入している。

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入している。

## (7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況, 肝炎治療受給者証の交付状況及び 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況

### ア 肝炎相談件数

(令和3年度)

計A+B	電話相談 A	来所(面接相談) B
35	25	10

### イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(令和3年度)

検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス検査実施件数
	HCV抗体検査	うちHCV核酸増幅検査	HBs抗原検査

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

(令和3年度)

区 分	計	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管外
申 請 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交 付 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(イ) 核酸アナログ製剤治療

(令和3年度)

区 分	計	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管外
申 請 数	20	5	2	2	1	1	-	-	9
交 付 数	20	5	2	2	1	1	-	-	9

(ウ) インターフェロンフリー治療

(令和3年度)

区 分	計	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管外
申 請 数	7	3	-	1	-	1	-	1	1
交 付 数	7	3	-	1	-	1	-	1	1

(エ) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

(令和3年度)

区 分	計	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管外
申 請 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交 付 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 歯科保健対策

### (1) 訪問指導等の状況

(令和3年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実人員	内 訳				延人員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

### (2) 相談事業の状況

(令和3年度)

区分	回数	実人員	内 訳			延人員	内 訳		
			本人	保護者 紹介	その他		本人	保護者 紹介	その他

### (3) 市町指導・支援の状況

(令和3年度)

区分	指導項目	総数	市 町 名						
			安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
実施数	企画・連携・調整	18	2	3	3	3	3	2	2
	調査・研究	3	1	-	-	-	-	1	1
	情報の収集・提供	12	2	1	1	3	1	2	2

## 精神保健福祉対策

### (1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(入院患者数, 通院患者数は令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	6	2	-	-	1	-	-	-	3	3
医療保護入院患者数	231	47	61	27	22	19	34	18	228	3
自立支援医療受給者数(精神通院)	3,545	510	1,121	675	520	257	97	365	3,545	-
通報件数(精神保健福祉法23条～26条)	10									

(注)通報件数は, 令和3年度1年間分の件数。

### (2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(令和4年3月31日現在)

障害等級	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計	2,036	358	641	328	261	148	75	225
1 級	81	16	24	13	7	6	5	10
2 級	1,156	228	354	164	140	89	56	125
3 級	799	114	263	151	114	53	14	90

### (3) 組織育成支援状況

(令和3年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
計	3	2	1	-	-	-	-	-	3	-
患者会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家族会	3	2	1	-	-	-	-	-	3	-
断酒会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ボランティア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】 会への出席, その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(令和3年度)

区分		総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管内市町計	管外	
面 接	実 人 員	8	4	-	-	1	-	-	2	7	1	
	延 人 員	25	4	-	-	6	-	-	13	23	2	
	内 訳	老人精神保健	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		社会復帰	17	2	-	-	-	-	-	13	15	2
		アルコール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		薬 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ギャンブル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ゲ ー ム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		思 春 期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		心の健康づくり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		うつ・うつ状態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		摂食障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		てんかん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	8	2	-	-	6	-	-	-	8	-	
	(再 掲 ) ひ き こ も り	(1)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	
	(再 掲 ) 自 殺 関 連	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	(再 掲 ) 自 殺 者 の 遺 族	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	(再 掲 ) 犯 罪 被 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	(再 掲 ) 災 害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	(再 掲 ) 措置入院等退院支援	(1)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	
電 話 相 談 延 人 員	450											
(再 掲 ) ひ き こ も り	(23)											
(再 掲 ) 自 殺 関 連												
(再 掲 ) 措置入院等退院支援	(107)											

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(令和3年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外	
実 人 員	8	4	-	1	1	-	-	2	8	-	
延 人 員	21	11	-	1	5	-	-	4	21	-	
内 訳	老人精神保健	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	社会復帰	18	8	-	1	5	-	4	18	-	
	アルコール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	薬 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ギャンブル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ゲ ー ム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	思 春 期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	心の健康づくり	2	2						2	-	
	うつ・うつ状態		-	-	-	-	-	-	-	-	
	摂食障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	てんかん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	(再掲) ひきこもり	(1)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)
(再掲) 自殺関連	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(再掲) 自殺者の遺族	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(再掲) 犯罪被害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(再掲) 災害	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
(再掲) 措置入院等退院支援	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	



## (6) 個別事例検討会

### ア ガイドラインに基づく措置入院者の退院支援に関する事例検討会

(令和3年度)

区分	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管内市町計	管外
実施回数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対象者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参加延人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

### イ ガイドラインに基づく精神科病院入院者(措置以外)の退院支援に関する事例検討会

(令和3年度)

区分	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管内市町計	管外
実施回数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
対象者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参加延人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

### ウ その他の事例検討会

(令和3年度)

区分	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管内市町計	管外
実施回数	5	4	-	-	-	-	-	1	5	-
対象者数	4	3	-	-	-	-	-	1	4	-
参加延人数	31	25	-	-	-	-	-	6	31	-

(7) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(令和3年度)

区 分	計	種 別 内 訳	
		研修会	
実施回数	2	2	
対 象 者		市町(保健師, 高齢福祉担当) 相談支援事業所 精神科医療機関(医師, 薬剤師, 看護師, ケースワーカー)	
参加延人数 (配布部数)	30	30	

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他の精神保健福祉対策

(令和3年度)

区 分	計	種 別 内 訳	
		地域生活支援	ひきこもり
		研修会	講演会
実施回数	2	1	1
対 象 者		市町精神保健福祉担当 精神科病院医療従事者 相談支援事業所 精神障害者家族会 社会福祉協議会 就労支援事業所 精神科訪問看護事業所	市町県保健師 基幹相談支援センター ひきこもりの方の家族
参加延人数 (配布部数)	33	26	7

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期、地域生活支援事業等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

告示番号	病名	疾患群	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
	承認総件数		1,401	239	416	225	216	114	62	129
001	球脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
002	筋萎縮性側索硬化症	神経・筋疾患	23	3	5	4	5	2	2	2
003	脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	2	-	2	-	-	-	-	-
004	原発性側索硬化症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
005	進行性核上性麻痺	神経・筋疾患	11	3	4	1	1	1	1	-
006	パーキンソン病	神経・筋疾患	218	37	60	32	39	20	11	19
007	大脳皮質基底核変性症	神経・筋疾患	10	1	2	1	1	1	2	2
008	ハンチントン病	神経・筋疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
009	神経有棘赤血球症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
010	シャルコー・マリー・トゥース病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
011	重症筋無力症	神経・筋疾患	32	5	9	3	4	6	3	2
012	先天性筋無力症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	神経・筋疾患	23	3	5	4	5	3	1	2
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	神経・筋疾患	4	1	1	-	1	-	1	-
015	封入体筋炎	神経・筋疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
016	クドウ・深瀬症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
017	多系統萎縮症	神経・筋疾患	9	1	4	1	-	1	-	2
018	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	神経・筋疾患	29	10	8	5	4	1	1	-
019	ライソゾーム病	代謝系疾患	3	2	-	1	-	-	-	-
020	副腎白質ジストロフィー	代謝系疾患	1	-	-	1	-	-	-	-
021	ミトコンドリア病	代謝系疾患	3	-	-	-	3	-	-	-
022	もやもや病	神経・筋疾患	21	1	4	8	3	3	-	2
023	プリオン病	神経・筋疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
024	亜急性硬化性全脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
025	進行性多発性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
026	HTLV-1関連脊髄症	神経・筋疾患	1	-	-	-	-	-	-	1
027	特発性基底核石灰化症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
028	全身性アミロイドーシス	代謝系疾患	9	1	4	2	1	-	1	-
029	ウルリッヒ病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
030	遠位型ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
031	ペスレムミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
032	自己食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
033	シュワルツ・ヤンベル症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
034	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	8	2	3	2	-	-	1	-
035	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	7	3	1	2	1	-	-	-
036	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患	1	-	-	-	-	-	-	1
037	膿疱性乾癬(汎発型)	皮膚・結合組織疾患	5	-	1	1	1	-	-	2
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
039	中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
040	高安動脈炎	免疫系疾患	5	2	1	-	1	1	-	-
041	巨細胞性動脈炎	免疫系疾患	2	1	-	-	-	-	1	-
042	結節性多発動脈炎	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
043	顕微鏡的多発血管炎	免疫系疾患	7	1	2	1	1	-	1	1
044	多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	3	2	-	-	1	-	-	-
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	3	-	1	1	1	-	-	-
046	悪性関節リウマチ	免疫系疾患	5	1	-	-	1	1	2	-
047	バージャー病	免疫系疾患	5	1	1	1	1	-	-	1
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫系疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
049	全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	62	12	20	10	8	8	2	2
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	免疫系疾患	20	3	6	2	3	2	3	1

告示番号	病名	疾患群	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
051	全身性強皮症	皮膚・結合組織疾患	36	7	8	8	4	5	1	3
052	混合性結合組織病	免疫系疾患	11	-	2	1	3	1	2	2
053	シェーグレン症候群	免疫系疾患	11	2	3	3	2	-	-	1
054	成人ステル病	免疫系疾患	2	1	-	1	-	-	-	-
055	再発性多発軟骨炎	免疫系疾患	4	2	1	1	-	-	-	-
056	ベーチェット病	免疫系疾患	21	4	5	1	3	1	2	5
057	特異性拡張型心筋症	循環器系疾患	26	3	5	3	11	1	1	2
058	肥大型心筋症	循環器系疾患	5	-	3	-	1	-	-	1
059	拘束型心筋症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
060	再生不良性貧血	血液系疾患	8	1	5	-	-	-	-	2
061	自己免疫性溶血性貧血	血液系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液系疾患	1	-	-	1	-	-	-	-
063	特異性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	26	3	8	2	5	5	-	3
064	血栓性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
065	原発性免疫不全症候群	血液系疾患	7	2	3	-	2	-	-	-
066	IgA腎症	腎・泌尿器系疾患	18	5	6	1	2	2	1	1
067	多発性嚢胞腎	腎・泌尿器系疾患	16	2	5	3	3	2	-	1
068	黄色靭帯骨化症	骨・関節系疾患	11	3	1	3	2	-	2	-
069	後縦靭帯骨化症	骨・関節系疾患	35	9	8	3	3	3	3	6
070	広範脊柱管狭窄症	骨・関節系疾患	26	11	1	3	-	1	3	7
071	特異性大腿骨頭壊死症	骨・関節系疾患	41	11	11	7	4	3	2	3
072	下垂体性ADH分泌異常症	内分泌系疾患	7	-	4	-	1	-	-	2
073	下垂体性TSH分泌亢進症	内分泌系疾患	1	1	-	-	-	-	-	-
074	下垂体性PRL分泌亢進症	内分泌系疾患	3	1	1	-	-	1	-	-
075	クッシング病	内分泌系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
078	下垂体前葉機能低下症	内分泌系疾患	24	5	10	3	3	1	-	2
079	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
080	甲状腺ホルモン不応症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
082	先天性副腎低形成症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
083	アジソン病	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
084	サルコイドーシス	呼吸器系疾患	13	3	3	2	2	1	1	1
085	特異性間質性肺炎	呼吸器系疾患	26	8	7	3	5	1	-	2
086	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器系疾患	6	-	4	2	-	-	-	-
087	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	呼吸器系疾患	7	-	1	2	4	-	-	-
089	リンパ脈管筋腫症	呼吸器系疾患	1	-	-	-	-	-	-	1
090	網膜色素変性症	視覚系疾患	31	1	13	3	10	3	-	1
091	バッド・キアリ症候群	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
092	特異性門脈圧亢進症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
093	原発性胆汁性胆管炎	消化器系疾患	46	7	8	8	10	3	1	9
094	原発性硬化性胆管炎	消化器系疾患	1	-	-	1	-	-	-	-
095	自己免疫性肝炎	消化器系疾患	16	3	3	1	2	2	2	3
096	クローン病	消化器系疾患	72	5	30	16	10	6	2	3
097	潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	191	27	72	42	20	13	1	16
098	好酸球性消化管疾患	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
099	慢性特異性偽性腸閉塞症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
101	腸管神経節細胞減少症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
103	CFC症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
104	コストロ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
105	チャージ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
106	クリオピリン関連周期熱症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
107	全身型若年性特発性関節炎	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
108	TNF受容体関連周期性症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
109	非典型型溶血性尿毒症症候群	腎・泌尿器系疾患	1	-	-	1	-	-	-	-
110	ブラウ症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
111	先天性ミオパチー	神経・筋疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
113	筋ジストロフィー	神経・筋疾患	5	-	1	2	-	1	1	-
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
115	遺伝性周期性四肢麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
116	アトピー性脊髄炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
117	脊髄空洞症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
118	脊髄髄膜瘤	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
119	アイザックス症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
120	遺伝性ジストニア	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
121	神経フェリチン症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	神経・筋疾患	1	-	-	1	-	-	-	-
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	神経・筋疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
126	ベリー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
127	前頭側頭葉変性症	神経・筋疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
130	先天性無痛無汗症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
131	アレキサンダー病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
132	先天性核上性球麻痺	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
133	メビウス症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
135	アイカルディ症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
136	片側巨脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
137	限局性皮質異形成	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
138	神経細胞移動異常症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
139	先天性大脳白質形成不全症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
140	ドラベ症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
142	ミオクロニー欠伸てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
144	レノックス・ガストー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
145	ウエスト症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
146	大田原症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
147	早期ミオクロニー脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
150	環状20番染色体症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
151	ラスムッセン脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
152	PCDH19関連症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
153	難治顔回部分発作重積型急性脳炎	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
156	レット症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
158	結節性硬化症	神経・筋疾患	2	-	1	-	1	-	-	-
159	色素性乾皮症	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
160	先天性魚鱗癬	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	皮膚・結合組織疾患	6	-	3	1	1	1	-	-
163	特発性後天性全身性無汗症	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
164	眼皮膚白皮症	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
165	肥厚性皮膚骨膜炎	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
167	マルファン症候群	皮膚・結合組織疾患	3	-	1	-	2	-	-	-
168	エーラス・ダンロス症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
169	メンケス病	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	皮膚・結合組織疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
171	ウィルソン病	代謝系疾患	1	-	-	1	-	-	-	-
172	低ホスファターゼ症	骨・関節系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
173	VATER症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
174	那須ハコラ病	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
175	ウィーバー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
176	コフィン・ローリー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
177	有馬症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
178	モワット・ウィルソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
179	ウィリアムズ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	-	1	-	-	-	-	-
180	ATR-X症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
181	クルーゾン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
182	アペール症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
183	ファイファー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
184	アントレー・ビクスラー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
185	コフィン・シリス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
186	ロスマンド・トムソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
187	歌舞伎症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
188	多脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
189	無脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
190	聴耳腎症候群	聴覚・平衡機能系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
191	ウェルナー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
192	コケイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
193	ブラダー・ウィリ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
194	ソトス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
195	ヌーナン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
196	ヤング・シンブソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
197	1p36欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
198	4p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
199	5p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
201	アンジェルマン症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
202	スミス・マガニス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
203	22q11.2欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
204	エマズエル症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
206	脆弱X症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
207	総動脈幹遺残症	循環器系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
208	修正大血管転位症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
209	完全大血管転位症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
210	単心室症	循環器系疾患	3	-	1	-	1	-	-	1
211	左心低形成症候群	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
212	三尖弁閉鎖症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
215	ファロー四徴症	循環器系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
216	両大血管右室起始症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
217	エプスタイン病	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
218	アルポート症候群	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
219	ギャロウエイ・モフト症候群	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	4	1	2	-	-	-	1	-
221	抗糸球体基底膜腎炎	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
222	一次性ネフローゼ症候群	腎・泌尿器系疾患	23	4	4	5	3	2	-	5
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	1	-	-	-	-	-	-	1
224	紫斑病性腎炎	腎・泌尿器系疾患	2	1	1	-	-	-	-	-
225	先天性腎性尿崩症	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	腎・泌尿器系疾患	3	-	-	-	2	1	-	-
227	オスラー病	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1	-	1	-	-	-	-	-
228	閉塞性細気管支炎	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	呼吸器系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
230	肺胞低換気症候群	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
231	$\alpha$ 1-アンチトリプシン欠乏症	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
232	カーニ-複合	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
233	ウォルフラム症候群	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
234	ベルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
235	副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
236	偽性副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	骨・関節系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
240	フェニルケトン尿症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
241	高チロシン血症1型	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
242	高チロシン血症2型	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
243	高チロシン血症3型	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
244	メーブルシロップ尿症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
245	プロピオン酸血症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
246	メチルマロン酸血症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
247	イノ吉草酸血症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
249	グルタル酸血症1型	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
250	グルタル酸血症2型	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-

告示番号	病名	疾患群	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
251	尿素サイクル異常症	代謝系疾患	1	-	-	1	-	-	-	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
253	先天性葉酸吸収不全	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
254	ポルフィリン症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
256	筋型糖原病	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
257	肝型糖原病	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
260	システロール血症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
261	タンジール病	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
262	原発性高カイクロミクロン血症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
263	脳膜黄色腫症	代謝系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
264	無βリポタンパク血症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
265	脂肪萎縮症	代謝系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
266	家族性地中海熱	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
267	高IgD症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
268	中條・西村症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アグネ症候群	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	骨・関節系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
271	強直性脊椎炎	骨・関節系疾患	8	1	2	2	2	-	-	1
272	進行性骨化性線維異形成症	骨・関節系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	骨・関節系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
274	骨形成不全症	骨・関節系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
275	タナトフォリック骨異形成症	骨・関節系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
276	軟骨無形成症	骨・関節系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
277	リンパ管腫症(ゴーンハム病)	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
280	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
281	クリッペル・トレノネー・ウエーバー症候群	循環器系疾患	1	-	-	-	-	1	-	-
282	先天性赤血球形成異常性貧血	血液系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
283	後天性赤芽球癆	血液系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	血液系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
285	ファンconi貧血	血液系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
286	遺伝性鉄芽球性貧血	血液系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
287	エプスタイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	免疫系疾患	2	1	-	1	-	-	-	-
289	クロンカイト・カナダ症候群	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
291	ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
292	総排泄腔外反症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
293	総排泄腔遺残	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
294	先天性横隔膜ヘルニア	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
295	乳幼児肝巨大血管腫	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
296	胆道閉鎖症	消化器系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
297	アラジール症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
298	遺伝性膀胱炎	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
299	嚢胞性線維症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
300	IgG4関連疾患	免疫系疾患	9	2	2	2	2	-	1	-



告示番号	病名	疾患群	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
301	黄斑ジストロフィー	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
302	レーベル遺伝性視神経症	視覚系疾患	1	-	-	1	-	-	-	-
303	アッシュヤー症候群	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
304	若年発症型両側性感音難聴	耳鼻科系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
305	遅発性内リンパ水腫	耳鼻科系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	免疫系疾患	23	5	9	-	2	1	2	4
307	カナバン病	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
308	進行性白質脳症	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
309	進行性ミオクローヌスてんかん	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
310	先天異常症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群・内分泌系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
311	先天性三尖弁狭窄症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
313	先天性肺静脈狭窄症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	循環器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
315	ナイルバテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B関連腎症	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
316	カルニチン回路異常症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
317	三頭酵素欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
318	シトリン欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
320	先天性グリコシルホスファテジリノシトール(GPI)欠損症	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
324	メチルグルタコン酸尿症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
325	遺伝性自己炎症疾患	免疫系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
326	大理石骨病	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
327	特異性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	血液系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
328	前眼部形成異常	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
329	無虹彩症	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
330	先天性気管狭窄症	呼吸器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
331	特異性多中心性キャッスルマン病	血液系疾患	1	-	1	-	-	-	-	-
332	膝様滴状角膜ジストロフィー	視覚系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
333	ハッチソン・ギルフォート症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-	-	-	-	-	-	-	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	神経・筋疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
335	ネフロン癆	腎・泌尿器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
336	家族性低βリポタンパク血症1(9Rホモ接合体)	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
337	ホモシスチン尿症	代謝性疾患	-	-	-	-	-	-	-	-
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	消化器系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-

## (2) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
承認総件数	2	1	-	1	-	-	-	-
スモン	2	1	-	1	-	-	-	-
難治性の肝炎の うち劇症肝炎	-	-	-	-	-	-	-	-
重症急性膵炎	-	-	-	-	-	-	-	-
プリオン病(ヒト由 来乾燥硬膜移植 によるクロイツフェ ルト・ヤコブ病に 限る)	-	-	-	-	-	-	-	-

## (3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(令和4年3月31日現在)

疾病 番号	区 分	総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
	承認総件数	201	24	69	43	35	19	-	11
1	悪性新生物	25	7	10	6	1	-	-	1
2	慢性腎疾患	8	1	3	2	2	-	-	-
3	慢性呼吸器疾患	3	1	-	-	1	1	-	-
4	慢性心疾患	40	3	14	8	9	5	-	1
5	内分泌疾患	57	8	18	11	10	6	-	4
6	膠原病	4	-	2	-	2	-	-	-
7	糖尿病	16	-	4	5	4	2	-	1
8	先天性代謝異常	5	1	-	-	2	2	-	-
9	血液疾患	5	-	3	1	-	1	-	-
10	免疫疾患	2	1	-	1	-	-	-	-
11	神経・筋疾患	21	-	7	7	2	1	-	4
12	慢性消化器疾患	10	1	6	2	-	1	-	-
13	染色体または遺伝子に 変化を伴う症候群	3	1	2	-	-	-	-	-
14	皮膚疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
15	骨系統疾患	1	-	-	-	1	-	-	-
16	脈管系疾患	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(令和3年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実人員	内訳				延人員	内訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

イ 相談事業の状況

(令和3年度)

区分	回数	実人員	内訳			延人員	内訳		
			本人	保護者 紹介	その他		本人	保護者 紹介	その他

(5) 相談事業の実施状況

(令和3年度)

区分		管内	管外	
指定難病	実人員	161	-	
	延人員	216	-	
	申請等	86	-	
	医療	病気・病状	20	-
		治療・服薬	19	-
	看護・日常生活	44	-	
	福祉制度	37	-	
	就業	1	-	
	就学	-	-	
	食事・栄養	6	-	
	歯科	3	-	
	その他	-	-	
	小児慢性特定疾病	実人員	248	-
延人員		283	-	
申請等		239	-	
医療		病気・病状	5	-
		治療・服薬	4	-
看護・日常生活		6	-	
福祉制度		1	-	
就業		-	-	
就学		2	-	
食事・栄養		-	-	
歯科		-	-	
その他		26	-	

(6) 電話相談及び面接相談等の状況

(令和3年度)

区分	電話相談	面接相談	総数
延人員	77	104	181

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(7) 家庭訪問指導の状況

ア 指定難病

(令和3年度)

区分	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
実人員	10	5	2	-	-	1	2	-
延人員	13	7	2	-	-	1	3	-

イ 小児慢性特定疾病

(令和3年度)

区分	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
実人員	-	-	-	-	-	-	-	-
延人員	-	-	-	-	-	-	-	-

(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(令和3年度)

区分	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	所内	管外
開催回数	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
実人員	9	-	-	-	-	-	-	-	9	-
延人員	9	-	-	-	-	-	-	-	9	-

(注)開催場所別に計上している。

(9)在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況

(令和3年度)

開催回数	-
参加人数	-

(10)アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(令和3年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
-	-	-

イ 対象者

(ア)年齢別内訳

(令和3年度)

年齢	相談実人員	相談延人員
乳児	-	-
1～3歳未満	-	-
3～6歳未満	-	-
6歳以上	-	-
合計	-	-

(イ)疾患別内訳

(令和3年度)

年齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
乳児	-	-	-	-	-	-
1～3歳未満	-	-	-	-	-	-
3～6歳未満	-	-	-	-	-	-
6歳以上	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

ウ 連絡協議会等開催状況(研修会実施を含む)

(令和3年度)

開催回数	-
参加人数	-

## (11) アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)  
(令和3年度)

4
---

イ 相談内容

(令和3年度)	
相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	3
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使ってあるか調べてもらえるか等	1
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	1
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	-
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	1
計	6
石綿健康被害救済給付に関するもの	1

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

## (12) 森永ひ素ミルク患者対策

ア 相談等状況件数

(令和3年度)

相 談	6件
家 庭 訪 問	2件

イ 連絡会議等開催状況

(令和3年度)

開 催 回 数	2回
参 加 人 数	12人

## 母子保健対策

### (1) 特定不妊治療費助成の申請状況

(令和3年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計（延件数）	307	29	145	76	17	27	-	13
実人員	168	15	75	47	11	13	-	7

### (2) 不妊検査費等助成の申請状況

令和3年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	広 島 市
件数	486	3	32	17	7	1	-	2	424

### (3) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

(令和3年度)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
連絡票件数	5	-	3	1	-	1	-	-
保健指導延人員	5	-	3	1	-	1	-	-

## 食品衛生対策

### (1) 施設数の状況

#### ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計		1,676	304	386	274	151	141	122	298
飲 食 店 営 業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	505	77	120	95	54	32	38	89
	仕 出 し ・ 弁 当	211	59	27	33	15	17	15	45
	旅 館	33	2	-	1	4	-	11	15
	そ の 他	273	32	104	45	24	17	18	33
菓 子 ( パ ン を 含 む ) 製 造 業		129	24	13	15	14	12	11	40
乳 処 理 業		-	-	-	-	-	-	-	-
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業		1	1	-	-	-	-	-	-
集 乳 業		-	-	-	-	-	-	-	-
魚 介 類 販 売 業		110	24	28	20	9	8	6	15
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		1	-	-	-	-	1	-	-
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		9	2	-	2	-	4	-	1
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 ( 上 記 お よ び 下 記 以 外 )		-	-	-	-	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業		268	46	80	47	17	46	7	25
あ ん 類 製 造 業		1	-	-	1	-	-	-	-
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		2	1	-	-	-	-	-	1
食 肉 処 理 業		12	3	1	2	2	-	1	3
食 肉 販 売 業		38	5	8	9	7	2	2	5
食 肉 製 品 製 造 業		1	1	-	-	-	-	-	-
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		1	-	1	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-
み そ 製 造 業		5	2	-	-	-	-	-	3
し ょ う 油 製 造 業		2	2	-	-	-	-	-	-
ソ ー ス 類 製 造 業		4	3	-	-	1	-	-	-
酒 類 製 造 業		9	2	-	-	1	-	1	5
豆 腐 製 造 業		7	3	-	-	-	-	1	3
納 豆 製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-
め ん 類 製 造 業		6	1	1	-	-	-	2	2
総 菜 製 造 業		40	12	3	3	3	1	7	11
添 加 物 ( 法 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 規 格 が 定 め ら れ た も の に 限 る ) 製 造 業		2	-	-	-	-	1	-	1
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業		5	2	-	-	-	-	2	1
氷 雪 製 造 業		1	-	-	1	-	-	-	-



イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計	415	76	130	50	31	24	26	78
飲 食 店 営 業	298	53	107	39	22	12	18	47
調理機能を有する自動販売機	2	1	1	-	-	-	-	-
食 肉 販 売 業	10	1	2	2	2	2	-	1
魚 介 類 販 売 業	20	2	3	1	3	6	2	3
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-	-	-	-
集 乳 業	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 処 理 業	1	-	-	-	-	-	-	1
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 処 理 業	4	-	1	1	-	-	-	2
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	44	7	14	5	2	2	2	12
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
清 涼 飲 料 水 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
食 肉 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
水 産 製 品 製 造 業	4	1	-	-	-	1	1	1
氷 雪 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
液 卵 製 造 業	1	1	-	-	-	-	-	-
食 用 油 脂 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	4	2	-	-	-	-	-	2
酒 類 製 造 業	2	-	-	-	1	-	-	1
豆 腐 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
納 豆 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
麺 類 製 造 業	3	-	1	-	-	-	1	1
そ う ざ い 製 造 業	15	4	-	2	1	1	2	5
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
冷 凍 食 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
漬 物 製 造 業	6	3	1	-	-	-	-	2
密 封 包 装 食 品 製 造 業	1	1	-	-	-	-	-	-
食 品 の 小 分 け 業	-	-	-	-	-	-	-	-
添 加 物 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設数

(令和4年3月31日現在)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計		901	189	195	116	66	56	93	186
旧 許 可 業 種 で あ っ た 営 業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	11	2	3	1	-	1	4	-
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	90	18	23	15	7	1	10	16
	乳 類 販 売 業	189	39	51	28	11	17	16	27
	氷 雪 販 売 業	2	1	-	-	-	-	-	1
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	47	7	25	2	-	4	3	6
販 売 業	弁 当 販 売 業	7	2	1	1	1	1	1	-
	野 菜 果 物 販 売 業	31	6	7	6	1	2	4	5
	米 穀 類 販 売 業	11	5	-	2	2	-	1	1
	通信販売・訪問販売による販売業	6	3	1	1	-	-	1	-
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	51	11	10	7	9	3	4	7
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	41	8	11	7	7	3	3	2
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	34	8	8	8	1	5	1	3
そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	137	23	43	20	10	8	10	23	
製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	1	-	-	-	-	1	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	3	1	-	-	-	-	-	2
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	3	-	-	-	1	-	-	2
	農産保存食料品製造・加工業	52	6	2	2	5	-	11	26
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	14	5	-	-	1	-	3	5
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	精 穀 ・ 製 粉 業	9	4	-	-	-	1	1	3
	製 茶 業	32	9	-	1	1	-	5	16
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	4	-	-	3	-	-	-	1
	卵 選 別 包 装 業	2	1	-	-	-	-	-	1
そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業	46	12	1	2	1	1	9	20	
改 正 後 の 法 第 6 8 条 第 3 項 に お い る もの	行 商	4	-	-	-	-	2	1	1
	集 団 給 食 施 設	67	18	8	9	8	6	5	13
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	6	-	1	1	-	-	-	4
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	1	-	-	-	-	-	-	1

## エ 旧食品関係条例対象施設数

(令和4年3月31日現在)

区 分	総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
計	106	23	15	10	4	16	13	25
加工水産物販売業	88	22	15	10	3	5	11	22
加工水産物製造業	9	1	-	-	1	2	2	3
魚介類等行商業	-	-	-	-	-	-	-	-
かき作業場	一類	8	-	-	-	8	-	-
	二類	1	-	-	-	1	-	-

## (2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(令和3年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	30	120	1,850
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	4	16	
	集団給食	大量調理施設	19	76	
3回	食品製造業	県特産品(かき作業場)	15	45	
		規格基準のある食品(魚肉練り製品, 清涼飲料水等)	12	36	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	29	58	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館(大量調理施設以外)	315	630	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	250	250	
	集団給食	学校, 病院, 社会福祉施設(大量調理施設以外)	104	104	
	食品販売業	食肉, 魚介類	444	444	
	その他	その他(前年度食中毒の原因となった施設 (年間立入目標回数2回以上の施設を除く))	-	-	
1回/2年	上記以外		2,165	1,083	
1回/3年	上記以外		-	-	
1回/4年	上記以外		7	2	
1回/5年	上記以外		1,693	339	
随時	器具又は容器包装製造施設		-	-	
合 計			5,087	3,202	1,850

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

### (3) 食品衛生監視指導状況

#### ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和3年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		2,447	471	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	685	82	
	仕出し・弁当	269	100	
	旅館	50	1	
	その他	336	26	
菓子（パンを含む）製造業		164	55	
乳 処 理 業		1	6	
特別牛乳搾取処理業		-	-	
乳 製 品 製 造 業		3	7	
集 乳 業		-	-	
魚 介 類 販 売 業		223	54	
魚介類競り売り営業		1	-	
魚肉練り製品製造業		-	-	
食品の冷凍または冷蔵業		10	11	
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		1	2	
喫 茶 店 営 業		363	19	
あ ん 類 製 造 業		2	1	
アイスクリーム類製造業		2	4	
食 肉 処 理 業		14	7	
食 肉 販 売 業		221	55	
食 肉 製 品 製 造 業		1	-	
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		1	6	
食 用 油 脂 製 造 業		-	-	
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	
み そ 製 造 業		8	2	
し ょ う 油 製 造 業		4	4	
ソ ー ス 類 製 造 業		6	2	
酒 類 製 造 業		10	3	
豆 腐 製 造 業		7	2	
納 豆 製 造 業		-	-	
め ん 類 製 造 業		8	1	
総 菜 製 造 業		48	10	
添加物（法第13条第1項の規定により 規格が定められたものに限る）製造業		2	-	
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	-	
清 涼 飲 料 水 製 造 業		6	11	
氷 雪 製 造 業		1	-	

(注)施設数は、令和3年3月31日現在である。

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

(令和3年度)

区 分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	-	563	-
飲 食 店 営 業		408	
調理機能を有する自動販売機		2	
食 肉 販 売 業		15	
魚 介 類 販 売 業		32	
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		-	
集 乳 業		-	
乳 処 理 業		6	
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-	
食 肉 処 理 業		4	
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-	
菓 子 製 造 業		57	
アイスクリーム類製造業		-	
乳 製 品 製 造 業		-	
清 涼 飲 料 水 製 造 業		-	
食 肉 製 品 製 造 業		-	
水 産 製 品 製 造 業		5	
氷 雪 製 造 業		-	
液 卵 製 造 業		2	
食 用 油 脂 製 造 業		-	
みそ又はしょうゆ製造業		3	
酒 類 製 造 業		5	
豆 腐 製 造 業		-	
納 豆 製 造 業		-	
麺 類 製 造 業		2	
そ う ざ い 製 造 業		15	
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業		-	
冷 凍 食 品 製 造 業		-	
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業		-	
漬 物 製 造 業		6	
密 封 包 装 食 品 製 造 業		1	
食 品 の 小 分 け 業		-	
添 加 物 製 造 業		-	

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況

(令和3年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		-	691	-
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)		45	
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)		38	
	乳 類 販 売 業		124	
	氷 雪 販 売 業		15	
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)		27	
販売業	弁 当 販 売 業		89	
	野 菜 果 物 販 売 業		98	
	米 穀 類 販 売 業		87	
	通信販売・訪問販売による販売業		-	
	コンビニエンスストア		7	
	百貨店、総合スーパー		74	
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)		-	
	その他の食料・飲料販売業		74	
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)		-	
	いわゆる健康食品の製造・加工業		2	
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)		-	
	農産保存食料品製造・加工業		-	
	調味料製造・加工業		1	
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業		-	
	精 穀 ・ 製 粉 業		2	
	製 茶 業		-	
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業		-	
	卵 選 別 包 装 業		1	
	その他の食料品製造・加工業		5	
	上記以外のもの(改正法第68条第3項において準用されるものを含む。)	行 商		1
集 団 給 食 施 設			1	
器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)			-	
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの			-	
そ の 他			-	

エ 旧食品関係条例対象施設に対する監視指導状況

(令和3年度)

区 分	施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計	313	125	-
加工水産物販売業	279	6	
加工水産物製造業	15	8	
魚介類等行商業	4	-	
かき作業場	一類	14	110
	二類	1	1

(注)施設数は、令和3年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(令和3年度)

区 分	収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数	251	-	
小 計	234	-	
魚 介 類	69		
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	-	
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	-	
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	5	
	生食用冷凍鮮魚介類	-	
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)	14		
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	11		
乳 製 品	6		
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	3		
アイスクリーム類・氷菓	5		
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	-		
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	75		
菓 子 類	15		
清 涼 飲 料 水	26		
酒 精 飲 料	-		
水 雪	-		
水	4		
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品	-		
そ の 他 の 食 品	1		
添 加 物 及 び そ の 製 剤	-		
器 具 及 び 容 器 包 装	-		
お も ち や	-		
洗 浄 剤	-		
小 計	17	-	
乳	生 乳	-	
	牛 乳	17	
	低 脂 肪 牛 乳	-	
	加 工 乳	-	
	そ の 他 の 乳	-	

(5) 集団食中毒発生状況

(令和3年度)

No.	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要
1										
2										
3										
4										
5										

該当なし

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒

**生活衛生対策等**

(1) 狂犬病予防業務の状況

(令和3年度)

区分	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
登録頭数	8,218	1,640	1,980	1,121	1,240	551	308	1,378
	(652)	(113)	(199)	(121)	(78)	(42)	(7)	(92)
予防注射頭数	6,260	1,206	1,508	999	965	444	218	920

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段( )内は、新規登録頭数である。



## 薬事対策

### (1) 薬事監視指導状況

(令和3年度)

区分	施設数								立入検査件数	監視指導率(%)	
	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町			
計	734	135	199	149	88	58	27	78	159	21.7	
薬局	89	15	33	17	9	3	5	7	62	69.7	
(うち健康サポート薬局)	(2)	(1)			(1)				(3)	(150.0)	
地域連携薬局	3	1	1	1					3	100.0	
専門医療機関連携薬局	-									-	
薬局製造販売業(薬局製造業)	7	1	3		2			1	3	42.9	
医薬品販売業	小計	50	12	8	7	6	6	4	7	23	46.0
	店舗販売業	38	7	6	6	6	5	4	4	21	55.3
	卸売販売業	10	5	2	1		1		1	2	20.0
	薬種商販売業	-									-
	特例販売業										
一般	2							2	-	-	
駅構内売店	-									-	
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	92	17	27	17	5	6	5	15	50	54.3	
管理医療機器販売業・貸与業	496	90	128	108	66	43	13	48	21	4.2	
再生医療等製品販売業	-									-	

(注) 施設数は、令和4年3月31日現在である。

## (2) 毒劇物監視指導状況

(令和3年度)

区 分	施 設 数								立入検査件数	監視指導率(%)	
	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町			
計	99	25	14	17	11	9	5	18	40	40.4	
製 造 業	4	1		1		2			1	25.0	
輸 入 業	1			1						-	
販 売 業	小 計	92	23	14	15	10	7	5	18	39	42.4
	一 般	60	13	13	14	7	6	1	6	30	50.0
	農 業 用 品 目	32	10	1	1	3	1	4	12	9	28.1
	特 定 品 目	-									-
業 務 上 取 扱 者	小 計	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-
	電 気 め っ き 事 業	1				1				-	-
	金 属 熱 処 理 事 業	-									-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	1	1							-	-
	し ろ あ り 防 除 事 業	-									-

(注) 施設数は、令和4年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚醒剤立入検査状況

(令和3年)

区分	施設数等								立入検査件数	監視指導率(%)	
	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町			
計	787	153	243	156	72	41	38	84	200	25.4	
麻薬	小計	154	29	55	26	11	9	10	14	59	38.3
	家庭麻薬製造業者	-									-
	卸売業者	-									-
	小売業者	74	14	28	13	6	2	4	7	52	70.3
	病院	11	2	1	2		1	1	4	3	27.3
	一般診療所	58	11	22	9	4	6	4	2	-	-
	歯科診療所	1			1						-
	飼育動物診療施設	8		4	1	1		1	1	3	37.5
研究者	2	2							1	50.0	
大麻	研究者	-									-
向精神薬	小計	368	72	109	75	37	18	16	41	71	19.3
	卸売業者	-									-
	免許みなし卸売販売業者	10	5	2	1		1		1	2	20.0
	免許みなし薬局	89	15	33	17	9	3	5	7	62	69.7
	小売業者	-									-
	病院	11	1	2	2		1	1	4	3	27.3
	一般診療所	144	29	40	33	14	10	5	13	-	-
	歯科診療所	95	17	28	19	13	3	4	11	-	-
	飼育動物診療施設	18	4	4	3	1		1	5	3	16.7
試験研究施設	1	1							1	100.0	
覚醒剤	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	施用機関	-									-
	研究者	-									-
覚醒剤原料	小計	265	52	79	55	24	14	12	29	70	26.4
	取扱者	1	1							1	100.0
	薬局	89	15	33	17	9	3	5	7	62	69.7
	病院・診療所	155	30	42	35	14	11	6	17	3	1.9
	飼育動物診療施設	18	4	4	3	1		1	5	3	16.7
研究者	2	2							1	50.0	

(注1) 施設数は、令和3年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあっては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

国連では、地球規模で拡大する薬物乱用問題の解決に取り組むために、6月26日を「国際麻薬乱用撲滅デー」と定め、加盟国が一体となって薬物乱用の根絶を目指すこととなったところである。

本運動は、国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国連総会決議に基づく「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(令和3年度)

区 分		収去検体件数	不 適 件 数	不 適 理 由
崩 壊 試 験				
定 量 試 験	ネオスチグミンメチル硫酸塩	1	-	

(5) 家庭用品の試買検査状況

(令和3年度)

検査項目	試験検査数	不適件数
該当なし		

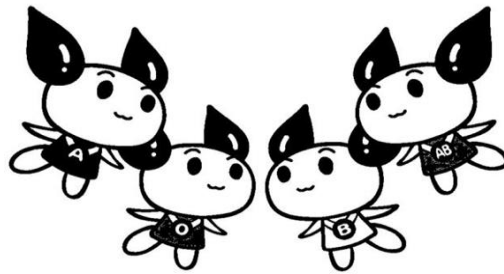
(注) 権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

(6) 献血状況

(令和3年度)

区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
受 付 者 数		6,347	630	2,520	1,084	227	732	237	917
献 血 者	計	5,700	552	2,276	993	205	640	193	841
	200mL	33	0	0	19	0	0	14	0
	400mL	5,667	552	2,276	974	205	640	179	841

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけつちゃん

## 環境保全対策

### (1) 公害関係特定施設の状況

(令和4年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	160	314	17	(9)	-	-	-
	法による届出	149	282	14	(9)	-	-	-
	条例による届出	11	32	3	(-)	-	-	-
VOC(揮発性有機化合物)	計	1	1	2	(1)	1	-	-
	法による届出	1	1	2	(1)	1	-	-
一般粉じん	計	88	409	8	(45)	-	-	-
	法による届出	26	196	5	(37)	-	-	-
	条例による届出	62	213	3	(8)	-	-	-
特定粉じん	計	8	-	8	(9)	2	-	-
	発生施設届出	-	-	-	(-)	-	-	-
	排出等作業届出	8	/	8	(9)	2	-	-
水銀	計	7	10	-	(9)	-	-	-
	法による届出	7	10	-	(9)	-	-	-
ダイオキシン類	法による届出	10	14	-	(9)	-	-	-
水質汚濁	計	859	/	46	51	10	-	-
	法による届出	777	/	40	51	10	-	-
	条例による届出	82	/	6	-	-	-	-
	法による許可	18	/	4	7	2	-	-

(注1)ばい煙、VOC、一般粉じん、特定粉じん及び水銀の立入検査の( )内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、令和3年度の状況である。

### (2) 土壌汚染対策の状況

(令和4年3月31日現在)

区分	許可数 (総数)	新規(変更)許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数	
							計
土壌汚染対策	汚染土壌処理業	-	-	-	-	-	-
	法による届出	/	/	44	1	-	-
	法による申請	/	/	-	-	/	/
	条例による報告	/	/	3	-	-	-

(注)新規(変更)許可数から改善命令等件数までの件数は、令和3年度の状況である。

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(令和4年3月31日現在)

区分	登録数	新規登録数	立入検査延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類充填回収事業者数	357	22	1	-	-

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、令和3年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(令和3年度)

区分	総件数	内 訳		事 案 別 内 訳						
		前年度からの繰越分	本年度発生分	ばい煙 (カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	36	-	36	5	7	3	-	49	1	-
	(調査指導延件数)	(-)	(35)	(5)	(7)	(8)	(-)	(49)	(1)	(-)
処理済	36	-	36	5	7	3	-	49	1	-
翌年度へ繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(令和3年度)

区分	総件数	内 訳	
		現場調査	その他
対応件数	9	1	8

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表

(令和4年3月31日現在)

項目	市町	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
硫黄酸化物		5		1	1			3	
		(1)			(1)				
うち簡易測定法		5		1	1			3	
窒素酸化物		7		1	1	2		3	
		(1)			(1)				
うち簡易測定法		7		1	1	2		3	
一酸化炭素		-							
		(-)							
光化学オキシダント		3		1	1				1
		(2)			(1)				(1)
浮遊粒子状物質		3		1	1				1
		(2)			(1)				(1)
微小粒子状物質		1							1
		(1)							(1)
炭化水素		1			1				
		(1)			(1)				
降下ばいじん		4			1			3	
		(-)							
浮遊粉じん		-							
		(-)							
風風向速		2			1				1
		(2)			(1)				(1)
温湿度		-							
		(-)							
日射量		-							
		(-)							

(注) 下段( )内は、県有施設の再掲。

<光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(令和3年度)

区分		総件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
情報	広島	1	-	-	1	-	-	-	-
	可部	1	-	-	1	-	-	-	-
	海田	-	-	-	-	-	-	-	-
	芸北	-	-	-	-	-	-	-	-
注意報	広島	-	-	-	-	-	-	-	-
	可部	-	-	-	-	-	-	-	-
	海田	-	-	-	-	-	-	-	-
	芸北	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 区分の右欄は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

区分	発令基準	措置
情報	1時間値が0.10ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少することについて協力を求める。等
注意報	1時間値が0.12ppm以上	排出ガス量等を20%以上減少するよう協力を要請する。等



(7) 環境調査の実施状況

(令和3年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚	河 川 ( 湖 沼 を 含 む )	日浦橋(瀬野川)	12回
		川角大橋(二河川)	
		鱒溜貯水池流入前(太田川)	
		長淵橋(太田川)	
		天神橋(太田川)	
		丁川(太田川)	
		澄合橋(太田川)	
		見坂川下流(太田川)	
		壬生(江の川)	
		志路原川(江の川)	
		亀尻橋(江の川)	
		多治比川 (江の川)	
		本村川(江の川)	
		生田川(江の川)	
濁	海 域	—	—
	海 水 浴 場	ベイスайдビーチ坂	2回
	地 下 水	個人宅(安芸高田市1箇所, 北広島町2箇所)	3回
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	日浦橋(瀬野川)	1回
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	—
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	幹線道路:海田町(国道2号線)	1回
		工業地域:北広島町(2地点)	1回
	酸 性 雨	—	—
そ の 他	—	—	
	騒 音 調 査	—	—
	土 壌 汚 染	—	—
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	海田町	2回
	水 質	—	—
	底 質	—	—
	土 壌	北広島町	1回

## 廃棄物対策

### (1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(令和4年3月31日現在)

区 分		総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
し尿処理施設	施設数	1	-	-	-	-	1	-	-
	立入検査件数	1	-	-	-	-	1	-	-
ごみ処理施設	施設数	5	-	-	-	4	1	-	-
	立入検査件数	5	-	-	-	4	1	-	-
一般廃棄物最終処分場	施設数	-	-	-	-	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-	-
公共下水道終末処理場	施設数	12	4	-	-	-	-	5	3
	立入検査件数	10	4	-	-	-	-	5	1
有害使用済機器保管等事業場	施設数	-	-	-	-	-	-	-	-
	立入検査件数	-	-	-	-	-	-	-	-
浄化槽保守点検業者	事業者数	11	3	5	-	-	-	1	2
	立入検査件数	9	3	4	-	-	-	1	1

(注)立入検査件数は、令和3年度の状況である。



(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	許可件数	うち優良認定	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
										管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 ( a + b )	303	15	15	54	7	308	1	3	-	1	-
A	収集運搬業( a ; a ≥ a )	253	9	15	46	2	223	1	3	-	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	41	7	-	8	-	69	-	-	-	-
B	処分業( b ; b = c + d + e )	50	6	-	8	5	85	-	-	-	-
	中間処理業(c)	48	6	-	8	5	57	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	26	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
産業廃棄物 A	小計( a + b )	277	9	15	48	7	277	1	3	-	1
	収集運搬業( a ; a ≥ a )	230	5	15	40	2	193	1	3	-	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	37	5	-	5	-	52	-	-	-	-
	処分業( b ; b = c + d + e )	47	4	-	8	5	84	-	-	-	-
	中間処理業(c)	45	4	-	8	5	56	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	26	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
特別管理産業廃棄物 B	小計( a + b )	26	6	-	6	-	31	-	-	-	-
	収集運搬業( a ; a ≥ a )	23	4	-	6	-	30	-	-	-	-
	うち積替え保管を含むもの('a)	4	2	-	3	-	17	-	-	-	-
	処分業( b ; b = c + d + e )	3	2	-	-	-	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	3	2	-	-	-	1	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分業(e)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上している。  
 2 令和3年度末時点の所管業者の許可件数及び令和3年度に許可した各種許可件数等を記入している。  
 3 令和3年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上している。  
 4 令和3年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上している。  
 5 令和3年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上している。  
 6 令和3年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上している。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(令和4年3月31日現在)

区分	登録・許可業者数	新規登録・許可件数	更新許可件数	変更許可件数	届出受理件数	
					廃止	その他
引 取 業	35	1	1	-	-	-
フロン類回収業	19	-	1	-	-	-
解 体 業	6	-	-	-	-	-
破 碎 業	3	-	-	-	-	-
合 計	63	1	2	-	-	-

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、令和3年度の状況である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(令和4年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数		届出等受理件数				定期検査			
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	51	-	51	-	-	8	-	1	-	-	3	1	-	29	2	1	
中間処理施設数	小計	48	-	48	-	-	8	-	-	-	3	1	-	27	2	-	
	汚泥	脱水	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	廃油	油水分離	2	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	7	-	7	-	-	1	-	-	-	1	-	-	4	-	-
		焼却	2	-	2	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	1	-
		木くず・がれき類	破砕	27	-	27	-	-	2	-	-	-	1	-	18	-	-
		木くず・その他	焼却	3	-	3	-	-	1	-	-	1	-	-	1	1	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分場施設数	小計	3	-	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	1	
	安定型	2	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	1	
	管理型	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB廃棄物保管事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管届	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1)施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数、譲受け・借受け許可及び合併・分割認可件数、届出等受理件数並びに定期検査は、令和3年度の状況である。

(注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(注4)2以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定事業者に係る件数は、処理施設(処分業者)を有しない場合も認定等の件数を計上するものとし、施設数の欄は、認定に含まれる産業廃棄物の処分業者の数を計上する。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況 (令和3年度)

事業番号	調査等延べ件数 うち中間処理施設 うち埋立処分場	調査等延べ件数 うち埋立処分場	分析検体数	指導件数					指導内容						
				実施事業所数	調査	警告	勧告	報告徴収	注意指導	指導事項数 うち改善された件数	指導事項数 うち指導中の件数				
1															
2															
3	31	83	31	13	3					2	2	1	1		
4	事業者	1	1	1	1			1			1	1			
	処理業者	3	14	13	3			1	1	1	3	2	1		
5	45	45													
6	4	27	17	10											
7	-	-													
8	7	17			33			3		2	5	5			
9	2	4	4												
10	2回	13台								3	4	4			
11	3回	7件													
12	1回	2件													
13	-回	-件													
14															
15	事業者	4	12					1	3	4	1	1	1		
	処理業者	14	42	42				1		1	1	1	1		
16	2	2	1	1					2		2	1	1		
17	4	6	3	3											
18	-														
19	23	38			2										
20	登録業者	1	1												
	係立入検査	1	1												
合計		148	315	98	41	42	-	1	9	3	7	8	19	14	5

産業廃棄物事業等による立入件数 49件

- (記入要領)
- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上している。
  - 2 産廃処理業立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上している。
  - 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入している。
  - 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含んでいる。
  - 5 産廃処理業事業等による立入件数は、事業等の解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1~19と事業等による立入が重複する場合は、両方に計上している。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(令和3年度)

種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由	
中間処理	産廃	264	264	17	愛媛県, 大阪府, 岡山県, 香川県, 岐阜県, 京都府, 高知県, 滋賀県, 島根県, 千葉県, 徳島県, 鳥取県, 奈良県, 兵庫県, 福岡県, 三重県, 山口県	汚泥, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず等, がれき類, ばいじん	Okada(株), Kazu-Tech(有), 喜楽鋳業(株), (株)下岡タイヤ産業, (株)殿林物流サービス	-	
	特管	165	165	9	愛媛県, 大阪府, 岡山県, 香川県, 高知県, 島根県, 徳島県, 兵庫県, 山口県	可燃性廃油, 腐食性廃酸, 腐食性廃アルカリ, 特定有害汚泥, 特定有害廃酸, 感染性廃棄物	喜楽鋳業(株), (株)輝陽	-	
	計	429	429	26		計 種類		-	
最終処分	産廃	14	14	4	岡山県, 埼玉県, 静岡県, 兵庫県	廃プラスチック類, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず等, がれき類	(株)西部興産	-	
	特管	-	-	-				-	
	計	14	14	4		計5種類		-	

- (記入要領) 1 令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に処理した件数について記入している。  
 2 県外産廃の処分業者名については, 承認に係る処分業者名を全て記入している。  
 3 不承認とした場合は, その理由を記入している。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
令和3年10月4日	西部厚生環境事務所	書面開催	-	-	・要綱改正について ・合同パトロールの実施について ・令和2年度の取組状況等及び令和3年度の取組状況・予定その他情報提供

## その他の資料

### (1) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(令和4年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等	
連携のため	海田地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	圏域地域保健対策協議会	
	芸北地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111		
	坂町地域保健対策協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町保険健康課内	082-820-1504	地域保健対策協議会	
	北広島町地域保健対策協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-2111		
	府中町健康づくり推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258	健康づくり推進協議会	
	熊野町保健福祉推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町民生課内	082-820-5605		
	安芸地区歯科衛生連絡協議会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 安芸歯科医師会事務局内	082-261-1707	歯科衛生連絡協議会	
	安芸高田市歯科衛生連絡協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633		
	山県地区歯科衛生連絡協議会	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内236番地 安芸太田町健康福祉課内	0826-72-0853	献血推進協議会	
	府中町献血推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町福祉保健部健康推進課	082-286-3257		
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 保健センター2階 住民活動センター	082-823-8503	献血推進協議会	
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課	082-820-5606		
	団体の	安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941	社会福祉協議会
		府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278	
海田町社会福祉協議会		736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294		
熊野町社会福祉協議会		731-4214	安芸郡熊野町中溝1丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855		
坂町社会福祉協議会		731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611		
安芸太田町社会福祉協議会		731-3702	山県郡安芸太田町大字中筒賀2802-5 安芸太田町筒賀福祉センター内	0826-32-2226		
北広島町社会福祉協議会		731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 福祉センター内	0826-82-2680		
安芸高田市医師会		731-0501	安芸高田市吉田町吉田1010-2	0826-42-4155	医師会	
安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13	082-823-4931			
山県郡医師会	731-1533	山県郡北広島町有田1192 千代田中央病院内	0826-72-7088			
職能団体	安芸高田市歯科医師会	731-0523	安芸高田市吉田町山手1217-1 吉村歯科医院方	0826-43-2076	歯科医師会	
	安芸歯科医師会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-4 広島県歯科医師会館内	082-261-1707		
	山県郡歯科医師会	731-3664	山県郡安芸太田町上殿字東神田1862-1 戸河内廣安歯科医院方	0826-28-2552	薬剤師会	
	広島県薬剤師会三次支部高田ブロック	731-0501	安芸高田市吉田町吉田3782-1 徳山第一薬局内	0826-42-2055		
	安芸薬剤師会	735-0017	安芸郡府中町青崎南2-1-101	082-282-4440		
	広島市薬剤師会山県支部	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2番1号 広島市薬剤師会事務局	082-506-1255	看護協会	
	広島県看護協会広島東支部	732-0052	広島市東区光町2-6-34 広弘ビル206号室	082-262-3524		
	広島県看護協会広島北支部	731-0223	広島市安佐北区可部南四丁目17-10 明神ビル203号室	082-814-4543	栄養士会	
	広島県栄養士会広島北支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410		
	広島県栄養士会広島中支部	734-0007	広島市南区皆実町1-6-29 広島県健康福祉センター3階	082-567-4410	歯科衛生士会	
安芸地区地域活動栄養士会	—	—	—			
広島県歯科衛生士会安芸地区会	732-0057	広島市東区二葉の里3丁目2-2 広島県歯科医師会 5階	082-264-8864	獣医師会		
安芸地区地域歯科衛生士会	—	—	—			
広島県獣医師会広島北支部	731-3361	広島市安佐北区あさひが丘3-29-8 大田哲夫様方	082-838-3468			
広島県獣医師会安芸支部	739-0323	広島市安芸区中野東4丁目7-39 くらかわ動物病院内	082-554-6161			

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
組 同 合 業	安芸郡食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-221-6730	食品衛生協会
	芸北地域食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-222-1036	
自 主 組	安芸高田市食生活改善推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市健康長寿課内	0826-42-5633	食生活改善推進協議会
	府中町食生活改善推進員協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258	
	海田町食生活改善推進協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 海田町保健センター内	082-823-4418	
	坂町食生活改善推進協議会	731-4314	安芸郡坂町坂西1丁目18-14 坂町立保健センター内	082-885-3131	
	安芸太田町食生活改善推進協議会	731-3501	山県郡安芸太田町大字下殿河内236 安芸太田町保健・医療・福祉統括センター内	0826-22-0196	
	府中町運動普及推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3255	運動普及推進協議会
	海田地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	地域公衆衛生推進協議会
	芸北地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (一財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	
	安芸高田市公衆衛生推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市市民生活課内	0826-42-5616	公衆衛生推進協議会
	府中町公衆衛生推進協議会	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1 府中町生活環境課内	082-286-3242	
海田町公衆衛生推進協議会	736-0046	安芸郡海田町窪町3-1 海田町住民活動センター内	082-823-9225		
熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課内	082-820-5606		
坂町公衆衛生推進協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町環境防災課内	082-820-1506		
安芸太田町公衆衛生推進協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民生活課内	0826-28-1960		
北広島町公衆衛生推進協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町町民課内	0826-72-0854		
織	安芸高田家族会 あきみのり会	731-0306	安芸高田市八千代町向山447 平本和昭様方	0826-52-3525	精神障害者家族会
	府中町精神障害者家族の会 ふちゆう風の会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター	082-285-7278	
	海田町精神障害者家族会 さくらの会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 海田町保健センター	082-823-4418	
	北広島町ひまわり家族会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-0853	
	広島断酒ふたば会吉田・山県支部	731-0521	安芸高田市吉田町常友2499-6 土河様方	0826-43-0513	断酒会
	広島断酒ふたば会安芸支部	736-0014	安芸郡海田町三迫3-7-35-8 桃谷様方	090-6831-0647	
	広島県薬物乱用防止指導員安芸地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	薬物乱用防止指導員協議会
広島県薬物乱用防止指導員芸北地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111		